

宮古市復興計画における 復興事業の成果と評価

平成 30 年 3 月

宮古市

目 次

1 趣旨	1
2 実施方法	1
3 評価基準	2
4 評価結果一覧	3
5 復興計画体系別の評価	6
(1) すまいと暮らしの再建	8
① 被災者の生活再建支援	10
② 雇用の維持・確保	14
③ 保健・医療の確保・充実	16
④ 福祉の充実	18
⑤ 学校教育環境の確保・充実	22
⑥ 生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承	26
⑦ 地域コミュニティの強化・再生	28
(2) 産業・経済復興	30
① 農業の復興・再生	32
② 林業の復興・再生	34
③ 水産業の復興・再生	36
④ 商業の復興・再生	38
⑤ 工業の復興・再生	40
⑥ 企業・事業者の復興・再生	42
⑦ 観光の復興・再生	44
⑧ 港湾の復興・再生	48
(3) 安全な地域づくり	50
① 災害に強いまちづくりの推進	52
② 災害に強い交通ネットワークの形成	56
③ 地域防災力の向上	60
④ 防災・危機管理体制の強化と再構築	62
⑤ 災害記憶の後世への継承	64

6 各復興事業の成果と評価 ——— 66

事業費集計表 ————— 67

復興推進計画事業別成果等一覧表 ——— 68

(1) すまいと暮らしの再建 —————	68
① 被災者の生活再建支援 —————	68
② 雇用の維持・確保 —————	73
③ 保健・医療の確保・充実 —————	74
④ 福祉の充実 —————	77
⑤ 学校教育環境の確保・充実 —————	80
⑥ 生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承 ———	83
⑦ 地域コミュニティの強化・再生 —————	86
 (2) 産業・経済復興 —————	87
① 農業の復興・再生 —————	87
② 林業の復興・再生 —————	89
③ 水産業の復興・再生 —————	91
④ 商業の復興・再生 —————	100
⑤ 工業の復興・再生 —————	102
⑥ 企業・事業者の復興・再生 —————	103
⑦ 観光の復興・再生 —————	105
⑧ 港湾の復興・再生 —————	110
 (3) 安全な地域づくり —————	113
① 災害に強いまちづくりの推進 —————	113
② 災害に強い交通ネットワークの形成 —————	128
③ 地域防災力の向上 —————	134
④ 防災・危機管理体制の強化と再構築 —————	138
⑤ 災害記憶の後世への継承 —————	141

1 趣旨

宮古市では、東日本大震災からの復興に向けたまちづくりを進めるため、次のとおり復興計画等を定め、取り組みを進めています。

策定年月	計画名等
平成 23 年 6 月	宮古市震災復興基本方針
平成 23 年 10 月	宮古市東日本大震災復興計画【基本計画】
平成 24 年 3 月	宮古市東日本大震災復興計画【推進計画】

復興計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 31 年度までの 9 年間としており、初めの 3 年間は「復旧期」、次の 3 年間は「再生期」、最後の 3 年間は「発展期」と位置付けています。

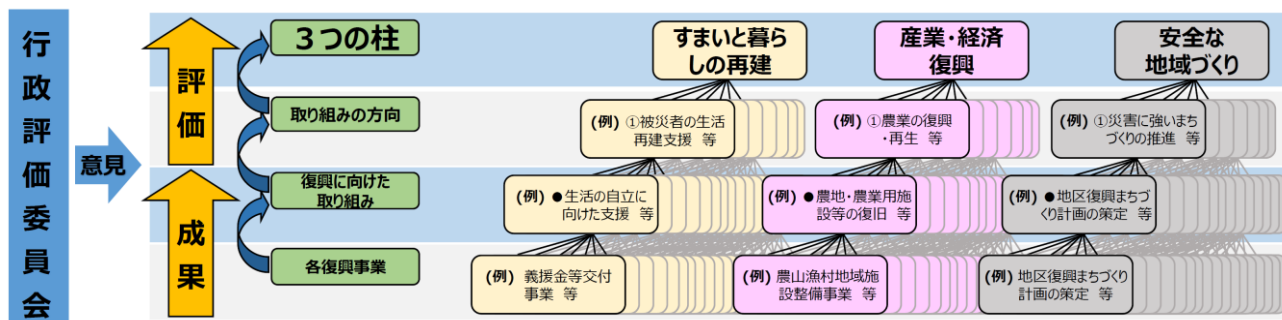
昨年度（平成 28 年度）までに復旧期及び再生期の 6 年間が経過したことから、復興の総仕上げに向け、これまでの復興事業を振り返り、必要に応じて見直しを行うものです。



2 実施方法

復興計画は、総合計画のような「数値目標」が無いことを踏まえ、次のとおり実施します。

- (1) 各事業の実施状況及び成果をまとめた一覧表を作成し、主に進捗状況により事業ごとに評価（点数化）
- (2) 各事業の評価点数などに基づき、復興計画における施策体系である「取り組みの方向」及び「復興の柱（3本柱）」ごとに評価
- (3) 行政評価委員会からの意見聴取
- (4) 公表



3 評価基準

復興計画の施策体系 4 階層における評価区分等は、次のとおりです。

(1) 各復興事業

評価区分	評価基準	評価点数
順調	進捗状況が完了の事業。または継続の事業で、実施状況から見て、順調であると判断されるもの。	3 点
概ね順調	進捗状況が継続の事業で、実施状況から見て、概ね順調であると判断されるもの。	2 点
やや遅れている	進捗状況が継続または未着手の事業で、実施状況から見て、やや遅れていると判断されるもの。	1 点
遅れている	進捗状況が継続または未着手の事業で、実施状況から見て、遅れていると判断されるもの。	0 点
-	進捗状況が中止または統合の事業。もしくは、市以外の事業主体が行っている事業で、市が事業の評価をすることが適当ではないと判断されるもの。	- (対象外)

※当初計画における完了年度を過ぎている場合でも、平成 29 年 3 月末時点において、完了までの道筋が整っているものについては、「概ね順調」とした。

(2) 3 つの柱、取り組みの方向及び復興に向けた取り組み

評価区分	評価基準	点数 (下階層平均点)
順調	各取り組みの成果が十分にあり、進捗状況が順調であると判断されるもの。	2. 5 点以上
概ね順調	各取り組みの成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調であると判断されるもの。	2 点以上
やや遅れている	各取り組みの成果があまりなく、進捗状況がやや遅れていると判断されるもの。	1 点以上
遅れている	各取り組みの成果がなく、進捗状況が遅れていると判断されるもの。	1 点未満

※ 3 つの柱、取り組みの方向及び復興に向けた取り組み各階層の評価にあたり、偏った評価とならないようにするため、参考として下の階層における評価点数の平均を表示した。

4 評価結果一覧

3つの柱、取り組みの方向及び復興に向けた取り組み		点数	評価
(1)すまいと暮らしの再建		2.9 点	順調
①被災者の生活再建支援		3.0 点	順調
1 生活の自立に向けた支援		3.0 点	順調
2 応急仮設住宅等入居者へのサポート		3.0 点	順調
3 住宅の再建等支援		3.0 点	順調
4 公営住宅等の供給		3.0 点	順調
5 きめの細かい情報の提供		3.0 点	順調
6 市民相談の充実		3.0 点	順調
7 被災者情報の一元的な管理		3.0 点	順調
②雇用の維持・確保		3.0 点	順調
1 雇用の維持		3.0 点	順調
2 雇用の創出		3.0 点	順調
3 就業支援		3.0 点	順調
③保健・医療の確保・充実		3.0 点	順調
1 直営国保診療所の医師確保		3.0 点	順調
2 地域医療供給体制の整備		3.0 点	順調
3 健康維持・増進と心のケアの推進		3.0 点	順調
4 保健・医療施設の復旧		3.0 点	順調
④福祉の充実		3.0 点	順調
1 被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民の支援充実		3.0 点	順調
2 福祉施設の復旧		3.0 点	順調
3 生活困窮者支援の充実		3.0 点	順調
⑤学校教育環境の確保・充実		3.0 点	順調
1 児童生徒の心のケアの推進		3.0 点	順調
2 復興教育の視点に基づいた教育の推進		3.0 点	順調
3 被災児童生徒の支援		3.0 点	順調
4 児童生徒の安全確保の推進		3.0 点	順調
5 学校教育施設の復旧		3.0 点	順調
⑥生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承		2.9 点	順調
1 社会教育施設等の復旧		2.8 点	順調
2 スポーツ・レクリエーション施設の復旧		3.0 点	順調
3 文化施設の復旧		3.0 点	順調
4 文化財の保存・継承のための調査の迅速化		3.0 点	順調
⑦地域コミュニティの強化・再生		3.0 点	順調
1 応急仮設住宅におけるコミュニティ形成への支援		3.0 点	順調
2 コミュニティの再構築支援		3.0 点	順調
3 地域活動団体への支援		3.0 点	順調
(2)産業・経済復興		2.9 点	順調
①農業の復興・再生		3.0 点	順調
1 農地・農業用施設等の復旧		3.0 点	順調
2 担い手の確保・育成		3.0 点	順調
3 生産者の再建支援		3.0 点	順調
②林業の復興・再生		3.0 点	順調
1 森林の再生		3.0 点	順調
2 生産施設の復旧・整備支援		3.0 点	順調
3 担い手の確保・育成		3.0 点	順調
4 地域材の利用促進		3.0 点	順調
③水産業の復興・再生		2.8 点	順調
1 つくり育てる漁業の再生		3.0 点	順調
2 漁港・漁場・漁村の再生		2.5 点	順調
3 生産者の経営再建		3.0 点	順調
4 担い手の確保・育成		3.0 点	順調
5 流通加工体制の整備		2.8 点	順調

	④商業の復興・再生	3.0 点	順調
	1 中心市街地の復興・再生	3.0 点	順調
	2 沿岸部被災商業地の復興・再生	3.0 点	順調
	3 後継者や新規創業者の確保・育成	3.0 点	順調
	⑤工業の復興・再生	3.0 点	順調
	1 工場の復旧・再建支援	3.0 点	順調
	2 地場企業の育成支援	3.0 点	順調
	3 企業誘致の推進	3.0 点	順調
	⑥企業・事業者の復興・再生	3.0 点	順調
	1 金融・経営支援	3.0 点	順調
	2 各種支援制度の活用促進	3.0 点	順調
	3 事業再生・成長支援	3.0 点	順調
	⑦観光の復興・再生	2.8 点	順調
	1 観光施設等の復旧	2.8 点	順調
	2 受入体制の再構築・支援	2.8 点	順調
	3 地域観光資源の再生	3.0 点	順調
	4 復興情報の発信・誘客促進	2.8 点	順調
	⑧港湾の復興・再生	3.0 点	順調
	1 港湾機能の確保	3.0 点	順調
	2 物流・産業基盤としての機能の確保	3.0 点	順調
	3 防災機能の確保	3.0 点	順調
	4 親水空間の確保	3.0 点	順調
(3)安全な地域づくり		2.8 点	順調
	①災害に強いまちづくりの推進	2.8 点	順調
	1 地区復興まちづくり計画（被災地区の整備計画）の策定	3.0 点	順調
	2 計画的な土地利用の推進	2.9 点	順調
	3 海岸保全施設等の復旧・整備	2.2 点	概ね順調
	4 多重防災型施設の整備促進	3.0 点	順調
	5 公園等の復旧	3.0 点	順調
	6 公共施設の再配置	3.0 点	順調
	7 再生可能エネルギーの確保・推進	2.8 点	順調
	8 災害に強いライフライン（上下水道・電気・電話）の整備促進	2.7 点	順調
	9 廃棄物の適正処理	3.0 点	順調
	②災害に強い交通ネットワークの形成	2.7 点	順調
	1 高規格幹線道路等の整備促進	(国・県により実施)	(順調)
	2 市内幹線道路・生活関連道路の復旧・整備	2.4 点	概ね順調
	3 公共交通の復旧と再生	3.0 点	順調
	③地域防災力の向上	2.9 点	順調
	1 防災施設（避難路・誘導標識等）の復旧・整備	3.0 点	順調
	2 防災意識の醸成と知識の向上	3.0 点	順調
	3 自主防災組織の育成・強化	3.0 点	順調
	4 消防力の回復	2.8 点	順調
	④防災・危機管理体制の強化と再構築	2.9 点	順調
	1 地域防災計画・行動マニュアルの見直し	2.5 点	順調
	2 防災拠点施設の整備	3.0 点	順調
	3 市民への情報伝達手段の再構築	3.0 点	順調
	4 被災者救護・救援体制の再構築	3.0 点	順調
	5 災害ボランティア団体等との連携強化	3.0 点	順調
	⑤災害記憶の後世への継承	3.0 点	順調
	1 防災教育の充実	3.0 点	順調
	2 震災資料の整理と震災記録の作成	3.0 点	順調
	3 震災メモリアルパークの整備	3.0 点	順調

5 復興計画体系別の評価

復興の柱別評価表

評 価 年 度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
復 興 の 柱	(1) すまいと暮らしの再建
評 価 者	宮古市東日本大震災復興本部長 宮古市長 山本 正徳

復興計画策定時に掲げたねらい

- ◆被災者の暮らしの復興と安定を図るために、生活再建を支援します。
- ◆応急仮設住宅等に入居し、支援を必要とする市民をサポートします。
- ◆被災により悪化した雇用情勢を回復するため、被災企業・事業者の早期の復旧・再建を促し、雇用の維持・確保を図ります。
- ◆被災した保健・医療施設の早期の復旧を図り、地域におけるサービス提供体制の回復に取り組みます。
- ◆震災により大きく変化した環境の中にあっても市民が心身の健康を保ち、安心して医療を受けることができるよう、関係機関・団体との連携を図り、ハード・ソフト両面からのきめ細かな支援に取り組みます。
- ◆被災した福祉施設の早期復旧を図り、地域におけるサービス提供体制の回復を果たすとともに、被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民が心身の健康を保ち、安心した生活を送ることができるよう、きめ細かな支援に取り組みます。
- ◆被災等により生活困窮に陥った市民に対し、困窮の状態に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、世帯の状況に応じて自立を支援します。
- ◆震災で失われた教育環境を取り戻し、児童生徒が学校生活を通じて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育んで成長できる学校教育環境の確保・充実を図ります。
- ◆被災した施設の早期復旧を図り、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、芸術文化など多様な活動を行うことができる環境を確保します。
- ◆文化財の保存・継承のため、復興需要に伴う調査の迅速化を図ります。
- ◆被災地域におけるコミュニティを再生するとともに、地域社会の結びつきがさらに強まるようコミュニティの充実を図ります。また、応急仮設住宅におけるコミュニティの形成を図ります。

評 価	評価の理由
順調 (平均 2.9 点)	復興計画策定時に掲げたねらいを達成するための実現手段として体系化した「被災者の生活再建支援」など 7 項目の「取り組みの方向」では、99 事業を実施しており、いずれの事業も順調に進められていることから、復興の柱「すまいと暮らしの再建」の進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(1) すまいと暮らしの再建
3 取り組みの方向	①被災者の生活再建支援
4 評価者	参与兼都市整備部長 小前 繁 (すまいの再建 PJ 総括者) 保健福祉部長 松舘 仁志 (被災者支援 PJ 総括者) 市民生活部長 岩田 直司

5 復興に向けたねらい

- ◆被災者の暮らしの復興と安定を図るために、生活再建を支援します。
- ◆応急仮設住宅等に入居し、支援を必要とする市民をサポートします。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ① 震災により、住居や財産を失い、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている市民をはじめ、各種産業が甚大な被害を被ったことにより仕事を失い、生活の安定が図れない市民が数多くいる状況にあります。
- ② 避難所での生活から応急仮設住宅の生活に移行し新たな生活が始まり、特に高齢者や障がい者など今後の生活に不安を抱える方が相当数いるものと見込まれます。このため、入居実態を把握するとともに、支援や見守り等を必要とする市民の不安解消を図る必要があります。
- ③ 被災者個々の状況に応じた住まいを確保するため、地区復興まちづくり計画の策定とあわせ、被災した市民のニーズを把握し、災害公営住宅等の整備を図る必要があります。
- ④ 「復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査」において、住宅の被害を受けた世帯のうちの 3 割が「新築または持ち家を購入したい。」と回答し、また、回答者のうちの 4 割弱がこれからの暮らしにおいて、「住宅を確保できるか不安である。」と回答しており、住宅再建に向けた支援を検討する必要があります。
- ⑤ 被災者への義援金の交付や生活再建に関する相談、生活の安定に資する生活関連情報の発信などの被災者支援に関する施策を継続的に行っていく必要があります。

7 復興に向けた取り組み

- 生活の自立に向けた支援 【現状と課題 ①・⑤】
 - ・日本赤十字社、中央共同募金会及び岩手県災害義援金募集委員会や市に寄せられた義援金を交付します。
 - ・生活再建に向けた相談や各種支援金・助成金・減免制度等に関する情報提供など、被災者個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- 応急仮設住宅等入居者へのサポート 【現状と課題 ①・②】
 - ・応急仮設住宅等の入居者について、復興の段階に応じた実態調査を行い、その調査結果を関係機関と共有するとともに、被災者が抱える不安、問題、復興状況にあわせた継続的な支援を行います。
 - ・応急仮設住宅の適正な維持管理を図りながら、被災者の再建状況にあわせて集約・解体していきます。

●住宅の再建等支援 【現状と課題 ①・③・④】 - 被災した市民の住まいの確保を促進するため、被災者生活再建支援制度による住宅再建支援を行います。また、住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実について、国や県に働きかけるとともに、市としての支援策等について検討します。 - 被災した住宅をはじめとした木造住宅の耐震性を高めるため、耐震診断及び耐震改修に係る支援を行います。 ●公営住宅等の供給 【現状と課題 ①・③】 - 地区復興まちづくり計画の策定とあわせ、被災した市民のニーズを把握し、災害公営住宅等の計画的な整備を図ります。 - 震災に伴う住宅ストックの変化を勘案し、宮古市公営住宅長寿命化計画（市営住宅の整備・改修計画）の見直しを図ります。 ●きめの細かい情報の提供 【現状と課題 ①・⑤】 - 被災者の生活再建のための各種支援制度情報の集約化を図るとともに、その情報が全ての被災者に行きわたるよう積極的かつきめ細やかな情報発信に取り組みます。 ●市民相談の充実 【現状と課題 ①・⑤】 - 復興状況に応じて変わる被災者の課題解決に向けて、被災者生活相談窓口を開設するとともに、関係機関との連携を図りながら、一日も早い生活再建ができるよう支援します。 ●被災者情報の一元的な管理 【現状と課題 ①・⑤】 - 全国避難者情報システムや市独自の実態調査などにより被災者の現況を把握し、被災者情報の一元的な管理を行います。また、これら情報を広く被災者支援に活用するため、関係機関との情報共有を図るための仕組みづくりを進めます。
--

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●生活の自立に向けた支援【順調】(平均 3.0 点) - 義援金等交付事業では、被災された方を対象とした義援金の配分に係る事務を実施しています。これまでに約 88 億円の義援金を配分しました。 - 被災者支援制度情報発信事業では、国、県、市など多岐にわたる支援制度を集約し、被災された方への情報提供を実施しました。 ●応急仮設住宅等入居者へのサポート【順調】(平均 3.0 点) - 生活課被災者支援室及び関係課が連携し、アンケートや訪問活動を通して再建意向等の把握に努め、支援を行っています。 ●住宅の再建等支援【順調】(平均 3.0 点) - 被災者生活再建支援法に基づく支援金などの支給に加え、恒久的な住まいの確保に向けて、下記 6 つの市独自支援策を実施しています。 (1)被災者すまいの再建支援事業、(2)浸水宅地等復旧支援事業、(3)地域木材利用住宅推進事業、(4)被災者定住促進住宅建築利子補給事業、(5)浄化槽再設置事業、(6)被災者転居費用支援事業 - これらの市独自支援策の利用実績を鑑み、住まいの確保に一定の成果があったと考えています。 - 被災した住宅をはじめとした木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る支援は、平成 23 年度から継続して実施しています。 ●公営住宅等の供給【順調】(平均 3.0 点) - 災害公営住宅整備事業では、計画した災害公営住宅 766 戸が平成 28 年度までにすべて完成し、入居が始まっています。被災者の意向確認を丁寧に実施

	したことで、需給バランスのとれた整備につながったと考えています。 ●市民相談の充実【順調】（平均 3.0 点） - 被災者支援に係る専門の相談窓口として被災者支援室を設置し、相談対応や情報提供を実施しています。 ●被災者情報の一元的な管理【順調】（平均 3.0 点） - 被災者情報を一元的に管理するため、被災者台帳システムを運用し、各種支援状況や再建状況などの集約を行い、個々の状況にあわせた支援業務に活用しています。 以上のことから、取り組みの方向「被災者の生活再建支援」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	---

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(1) すまいと暮らしの再建
3 取り組みの方向	②雇用の維持・確保
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆被災により悪化した雇用情勢を回復するため、被災企業・事業者の早期の復旧・再建を促し、雇用の維持・確保を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①長引く地域経済の低迷に加え、被災により事業の廃止・停止や縮小に追い込まれる企業・事業者が発生し、雇用意欲は落ち込み、従業員の解雇や休業などの雇用調整が行われています。このため、雇用の回復や維持に向け取り組む必要があります。
- ②企業・事業者への雇用奨励等による雇用の創出や、被災による失業者をはじめとする求職者の当面の生計確保に向け雇用対策に取り組む必要があります。
- ③事業再開や拡大の支援による雇用機会の創出と連動して、関係機関との連携により情報提供や人材育成に取り組み、再就職や新規学卒者も含めた若年者、高齢者等の就業を支援する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●雇用の維持 【現状と課題 ①】

- ・国の雇用労働対策の積極的な導入活用を図るため、関係機関と連携して相談体制を整え、企業・事業者への情報提供を行います。
- ・企業・事業者の事業再開や拡大を支援し、早期の経営基盤の復興を図り就業機会の回復や維持ができるよう取り組みます。

●雇用の創出 【現状と課題 ②】

- ・企業・事業者への雇用奨励及び試行的雇用制度の周知と継続的な支援を行い、安定的な就業を促進します。
- ・国の緊急雇用創出事業等を積極的に導入活用し、求職者へ雇用の場を提供します。

●就業支援 【現状と課題 ③】

- ・復興需要に対応する職業訓練など職能要求度に合った訓練の実施や資格取得ができるよう関係機関と連携を図るとともに、人材育成に取り組み、求職者の就業を支援します。また、資格取得訓練への補助制度の周知と継続的な支援を行います。
- ・宮古公共職業安定所や宮古地区雇用対策協議会などの関係機関と連携し、求人情報の提供や就業に関する支援事業を行い、求職者の就業を支援します。
- ・新規高校卒業者の就職を支援するため、宮古公共職業安定所や宮古地区雇用対策協議会などの関係機関や教育機関及び就職支援員と連携し、人材育成に取り組みながら雇用の場の確保に努めます。
- ・宮古市シルバー人材センターに対して支援を行い、高齢者の雇用機会の充実を図ります。
- ・勤労者生活安定資金や勤労者教育資金など貸付制度の利用促進を図るとともに、出稼ぎ互助会加入

促進など制度内容の充実や周知に努め、労働者福祉の充実を図ります。

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●雇用の維持【順調】(平均 3.0 点) ●雇用の創出【順調】(平均 3.0 点) ●就業支援【順調】(平均 3.0 点) ・震災復興緊急雇用対策事業では、平成 23 年度から平成 28 年度まで、国の緊急雇用創出事業を活用し、東日本大震災の影響による失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出・提供を行うとともに、失業者の再就職の支援を実施しました。 ・雇用促進対策事業では、常用雇用への移行を支援するトライアル雇用奨励金、離職者の資格取得訓練費用を助成する離職者資格取得支援補助や再就職支援セミナーなどの支援を実施しています。 ・労働就業支援事業では、勤労者等の生活向上のための各種助成制度の利用促進、関係機関との連携による一般・新規学卒者の雇用確保の支援を実施しています。 以上のことから、取り組みの方向「雇用の維持・確保」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(1) すまいと暮らしの再建
3 取り組みの方向	③保健・医療の確保・充実
4 評価者	保健福祉部長 松舘 仁志 (被災者支援 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆被災した保健・医療施設の早期の復旧を図り、地域におけるサービス提供体制の回復に取り組めます。
- ◆震災により大きく変化した環境の中にあっても市民が心身の健康を保ち、安心して医療を受けることができるよう、関係機関・団体との連携を図り、ハード・ソフト両面からのきめ細かな支援に取り組めます。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①震災後の地域住民の健康を守るため、直営診療所の機能や体制について維持・拡充していく必要があります。
- ②地域の基幹病院である県立宮古病院の診療体制の維持・充実に向け、関係機関と連携し取り組んでいく必要があります。
- ③被災者の多くは、長期にわたる避難生活や応急仮設住宅での生活を余儀なくされ環境が激変しました。生活環境の変化は、子どもから大人まで心身の健康面に多様な影響を及ぼし、生活習慣病の発症、慢性疾患の悪化、心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、アルコール依存、うつ状態等が懸念されることから、定期的な家庭訪問、保健指導を行う必要があります。
- ④震災後の保健事業は、被災者を対象とした訪問活動や健康づくり支援を中心に行っています。このことから、手薄になった母子、成人保健事業の活動内容を震災前の水準に戻すため、事業の再構築と組織体制の強化を図る必要があります。
- ⑤公共施設の被災等により、健康診査など保健事業の実施が困難になっています。
- ⑥保健事業や地域の医療の中心となる保健センターや直営診療所が被災しています。これまでの取り組みを維持するとともに、再建にあたっては、施設のあり方について検討する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

- 直営国保診療所の医師確保 【現状と課題 ①】
 - ・医師の公募、県医療局など関係機関への医師招請に関する働きかけの強化等により直営診療所の医師を確保します。
- 地域医療供給体制の整備 【現状と課題 ②】
 - ・県立宮古病院の医師確保について関係機関との連携を強化し、同病院の取り組みに対して支援します。
- 健康維持・増進と心のケアの推進 【現状と課題 ③・④・⑤】
 - ・被災者の心身の健康状態を迅速かつ適確に把握するとともに、長期にわたる被災生活での精神的不調や生活習慣病の悪化防止等について、関係機関と連携しながら被災者の健康づくりを支援します。
 - ・公共施設の被災等により、保健事業の実施場所の確保が困難になっていることから、関係機関と調整しながら会場を確保するとともに、健康診査やがん検診の受診勧奨などを積極的に行い、市民の

健康を守る活動に取り組みます。

●保健・医療施設の復旧 【現状と課題 ⑥】

- ・被災した保健・医療施設については、当面、仮設施設を整備するなどにより対応します。なお、被災施設の本格的な復旧については、地区復興まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備していきます。

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●直営国保診療所の医師確保【順調】 (平均 3.0 点) ・直営診療所医師確保事業では、医師の公募、県医療局や岩手医大などの関係機関に対する情報収集及び医師招致の働きかけなどを行い、地域のニーズに応じた診療体制を継続的に維持しています。 ●地域医療供給体制の整備【順調】 (平均 3.0 点) ・県立宮古病院医師確保対策支援事業では、県医療局や岩手医大などの関係機関に対する情報収集及び医師招致の働きかけなどを行い、応援診療や研修医の確保に努め、震災前の診療体制を維持するとともに、専門外来の拡充に繋がっています。 ●健康維持・増進と心のケアの推進【順調】 (平均 3.0 点) ・被災者健康支援事業では、被災された方の住まいの変化に対応し、応急仮設住宅や災害公営住宅への家庭訪問を実施するなど、きめ細かなサポートを実施しています。 ・特定健診等受診確保事業では、特定健診やがん検診など、応急仮設住宅等の設置場所に配慮した受診機会の提供を行い、受診率の向上に努めています。 ●保健・医療施設の復旧【順調】 (平均 3.0 点) ・東日本大震災津波により全壊流失した田老診療所は、仮設診療所による仮復旧を経て、三王団地内に移転本復旧し、平成 28 年 8 月から診療を開始しています。 ・宮古保健センターは仮設施設で業務を継続しており、市庁舎、交流センター、保健センターを集約して整備する津波復興拠点整備事業により、平成 30 年の本復旧をめざし、現在、建設工事を行っています。 以上のことから、取り組みの方向「保健・医療の確保・充実」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(1) すまいと暮らしの再建
3 取り組みの方向	④福祉の充実
4 評価者	保健福祉部長 松舘 仁志 (被災者支援 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆被災した福祉施設の早期復旧を図り、地域におけるサービス提供体制の回復を果たすとともに、被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民が心身の健康を保ち、安心した生活を送ることができるよう、きめ細かな支援に取り組みます。
- ◆被災等により生活困窮に陥った市民に対し、困窮の状態に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、世帯の状況に応じて自立を支援します。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①震災により両親またはどちらかの親を亡くした児童がおり、子どもの心に配慮した支援をする必要があります。
- ②応急仮設住宅入居者には高齢者が多いことから、日常生活動作の低下に対する生活支援、孤立等の防止を含めた健康支援、福祉サービス等に係る連絡調整など長期的、継続的な活動体制の強化に取り組む必要があります。
- ③応急仮設住宅への入居、被災地域での自宅住まいなど被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民を取り巻く環境が大きく変化しており、周囲が見守る必要があります。
- ④震災により高齢者の支援者にも変化が見られることから、緊急時の連絡体制を確認する必要があります。
- ⑤被災した保育所、介護予防拠点施設など福祉施設の復旧に取り組む必要があります。
- ⑥震災により住居、家財、仕事など生活の基盤を失い困窮する世帯が増加することが見込まれることから、生活困窮世帯に対する相談体制の充実及び生活保護制度を適正に実施する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

- 被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民の支援充実 【現状と課題 ①・②・③・④】
- ・被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民について、生活実態を把握するとともに、関係機関と連携し充実した支援を行います。
- ・社会福祉協議会など関係機関との連携を図るとともに、町内自治組織や民生委員児童委員などの協力を得ながら、震災前より充実した地域における相談体制の構築に努めます。
- ・被災した障がい者に対する支援充実を図るため、宮古圏域障がい者自立支援協議会など関係機関との情報共有・連携を強化し、効果的な支援体制の整備を図ります。
- ・応急仮設住宅等に入居した障がい者に対し、恒久的な居住の場の確保に必要な支援を行います。
- ・被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民に対して、市や社会福祉協議会の広報等による情報の周知を図るとともに、積極的かつきめ細やかな情報発信に取り組みます。
- ・災害時に自力で避難することが困難な市民を地域ぐるみで災害から守る取り組みについて、東日本大震災における実態にあわせた見直しを行い、きめ細かな支援体制づくりを推進します。

- ・被災により孤児となった児童、ひとり親家庭となった児童、被災したひとり親世帯の児童に対して、関係機関と連携し、子どもの心に寄り添った支援を推進します。
- ・高齢者は自覚症状がないままに病気の発見が遅れたり、被災により慣れない環境のなかに閉じこもりとなってしまう心身の機能が低下する恐れがあるため、地域包括支援センターが中心となり、関係機関との連携を図りながら、高齢者の訪問指導事業や介護予防事業を実施します。
- ・震災の影響等により認知機能が低下した高齢者や、障がい者が安心した生活を実現するため、認知症等に関する啓発・周知を行うとともに、成年後見制度等の利用を促進する必要があることから、法人後見センター（仮称）の設置を促進します。
- ・仮設住宅内にサポートセンター等を設置し、被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民に寄り添う形で充実した支援に取り組めます。

●福祉施設の復旧 【現状と課題 ⑤】

- ・障がい者のグループホーム・ケアホームが被災しており、施設の復旧、スタッフ確保など運営体制の構築を支援します。
- ・被災した福祉施設については、当面、仮設施設を整備するなどにより対応します。なお、被災施設の本格的な復旧については、地区復興まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備していきます。

●生活困窮者支援の充実 【現状と課題 ⑥】

- ・生活に困窮した被災者の相談体制の充実を図るため、相談員（ケースワーカー）の適正な人員配置及び資質の向上に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図ります。
- ・生活保護制度の適正実施により、保護を必要とする市民が適切に保護を受けることができるように努めるとともに、受給世帯の生活の安定を図ります。また、受給世帯の状況に応じた自立支援を行います。
- ・関係機関による生活・就労合同相談の実施及び生活保護制度の周知に努めます。

8 評 価	9 評価の理由
順調 （平均 3.0 点）	●被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民の支援充実【順調】（平均 3.0 点） ・災害弔慰金等支給事業では、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を実施しています。 ・被災高齢者支援事業では、応急仮設住宅、災害公営住宅に入居する高齢者を対象に、市内の在宅介護支援センターと協力し、全戸訪問を実施するとともに、仮設住宅や被災地の高齢者を対象に介護予防教室等を継続実施しています。 ・保育料の減免および幼稚園就園費用補助については、当初計画では復旧期までの計画であったところ、3年間延長により再生期まで継続実施しました。 ●福祉施設の復旧【順調】（平均 3.0 点） ・被災したグループホームたろうは、補助金により事業者が再建、平成 25 年 3 月から施設利用を開始しました。 ・保育所は、津軽石保育所と田老保育所の 2 施設が被災しましたが、新しいまちづくりにあわせて復旧整備し、両保育所共に平成 28 年 4 月から供用を再開しました。 ●生活困窮者支援の充実【順調】（平均 3.0 点） ・被災世帯の生活の立て直しを支援するため、必要に応じて災害援護資金の貸し付けを行っています。 ・被災生活保護受給者生活再建事業では、就労支援員の配置により、就労支援を実施しました。

	以上のことから、取り組みの方向「福祉の充実」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	--

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(1) すまいと暮らしの再建
3 取り組みの方向	⑤学校教育環境の確保・充実
4 評価者	保健福祉部長 松舘 仁志 (被災者支援 PJ 総括者) 教育部長 上居 勝弘

5 復興に向けたねらい

- ◆震災で失われた教育環境を取り戻し、児童生徒が学校生活を通じて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育んで成長できる学校教育環境の確保・充実を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①震災の影響による児童生徒の健康状態に配慮するとともに、専門家による心のケアの充実を図る必要があります。
- ②震災に伴う一連の経験や活動を組織的、有機的に関連付けた指導を行い、児童生徒一人ひとりが災害と向き合い、自分自身を見つめ、他者や社会とのかかわりを考える学習の機会をつくる必要があります。
- ③被災による保護者の経済的な困窮に伴い、就学困難な状況にならないよう、就学援助を拡充する必要があります。
- ④震災により、地域の環境が大きく変わったことから、状況を把握したうえで学校の安全管理について見直しを行う必要があります。
- ⑤被災した通学路の安全確保を図るとともに、通学ルートの変更を余儀なくされている児童生徒の安全な通学手段を確保する必要があります。
- ⑥非常時に児童生徒が主体的に判断し、安全に行動できるよう、防災教育を含めた安全教育を充実する必要があります。
- ⑦鶴磯小学校及び千鶏小学校は、津波被害により元の場所での学校運営ができなくなり、他校に学校機能を移転しましたが、手狭な状況の中での学校運営を余儀なくされています。
- ⑧津波被害のあった学校では、瓦礫が流入し、建物や机・いすなど備品が破損しました。また、電気・機械設備などが使用不能となったことから、早期に復旧する必要があります。
- ⑨グラウンドを応急仮設住宅用地として提供した学校においては、授業等に制約を受けています。

7 復興に向けた取り組み

- 児童生徒の心のケアの推進 【現状と課題 ①】
 - ・県教育委員会による「いわて子どものこころのサポート事業」とあわせ、市として「子どものこころのケア学校支援チーム」を設置し、関係機関と連携を図りながら児童生徒の心の安定と教師の負担軽減に努めます。
 - ・震災加配教員、学校生活サポート支援員等に加え、特に支援を要する児童生徒に対しては特別支援教育支援員を配置するなど充実した支援を行います。
- 復興教育の視点に基づいた教育の推進 【現状と課題 ②】
 - ・復興教育の視点に基づいて教育内容の見直しと再構築を行い、児童生徒の「生きる力」を育む教育

の充実を図ります。

●被災児童生徒の支援 【現状と課題 ③】

- ・学用品費の給付などを行う就学援助の対象を拡充することにより、被災した児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減します。

●児童生徒の安全確保の推進 【現状と課題 ④・⑤・⑥】

- ・避難経路の見直しや再整備、通学時の避難場所（津波シェルター）の確保など、緊急時の安全な避難体制を整備するとともに、各学校の危機管理マニュアルの見直しを行い、安心して学校生活を送ることができる体制の整備を図ります。
- ・通学時の交通手段を確保するなど、安心して通学できる体制の整備を図ります。
- ・災害に対して科学的な理解を深めるとともに、防災知識を身に付けることで、自分の命は自分で守る、状況に応じて主体的に判断できる力を育む防災教育を含めた安全教育を行います。

●学校教育施設の復旧 【現状と課題 ⑦・⑧・⑨】

- ・津波の直撃を受けた千鶏小学校、鵜磯小学校は、児童の安全確保を優先するため、移転先の重茂小学校敷地内に仮設建物の設置を検討します。
- ・その他の被災校の施設等は、早期に修繕します。
- ・グラウンドを応急仮設住宅用地として提供し、授業等に制約を受けている学校は、学校内施設の活用や校外施設活用などの有効策を検討します。
- ・震災により、児童生徒の居住分布や通学距離が変わったことから、今後の児童生徒の居住分布に影響のあるまちづくりの動向などを注視しながら、新たな小中学校適正配置計画を検討します。

8 評価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●児童生徒の心のケアの推進【順調】 (平均 3.0 点) ・学校支援体制整備事業では、児童生徒の心の安定と教師の負担軽減のため、特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな支援を行いました。 ●復興教育の視点に基づいた教育の推進【順調】 (平均 3.0 点) ・復興教育推進事業では、社会科副読本の改定にあわせ、東日本大震災を項目に追加したほか、震災及び防災関係図書等の整備により、小中学校における復興教育を推進しています。 ●被災児童生徒の支援【順調】 (平均 3.0 点) ・就学援助事業では、被災に伴う経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助事業による援助を実施しています。 ・教育支援金事業では、東日本大震災により保護者を亡くした児童が 18 歳に達するまでの間、支援金を支給する制度を新設し、運用しています。 ・児童生徒通学支援事業では、被災により、避難所等からの通学を余儀なくされた状況をふまえ、学校までの送迎を実施しています。 ●児童生徒の安全確保の推進【順調】 (平均 3.0 点) ・緊急時避難体制等整備事業では、避難経路及び津波シェルターの確保及び見直しや学校の危機管理マニュアルの見直しなど、緊急時における児童生徒の安全確保のための体制の整備を実施しました。 ・高浜小学校浸水対策事業では、東日本大震災で約 1 m 浸水した高浜小学校の校庭の外周に、約 1.5 m の盛土堰堤を整備し、防災機能の強化を図りました。 ●学校教育施設の復旧【順調】 (平均 3.0 点) ・津波の浸水により被害を受けた小中学校の災害復旧事業は全て完了し、再開

	しています。 ・学校グラウンドが応急仮設住宅の建設等で使用に制約を受けたことから、仮設グラウンドを整備するとともに、学校から仮設グラウンドまでの送迎も実施しています。 ・学校敷地の応急仮設住宅については、生徒・児童への配慮と、移転対象入居者のご理解とご協力を得ながら、優先的に撤去・集約に取り組んでいます。 以上のことから、取り組みの方向「学校教育環境の確保・充実」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	---

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(1) すまいと暮らしの再建
3 取り組みの方向	⑥生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承
4 評価者	保健福祉部長 松舘 仁志 (被災者支援 PJ 総括者) 教育部長 上居 勝弘

5 復興に向けたねらい

- ◆被災した施設の早期復旧を図り、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、芸術文化など多様な活動を行うことができる環境を確保します。
- ◆文化財の保存・継承のため、復興需要に伴う調査の迅速化を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①壊滅的な被害を受けた磯鶏公民館、田老公民館など公民館 4 施設及び地区センター 3 施設の復旧は、移転を含めた整備の方向を検討する必要があります。
- ②海岸に隣接しているスポーツ・レクリエーション施設は津波により壊滅的な被害を受けており、体育施設を集約した総合的な運動公園として整備するなど、今後のあり方について検討する必要があります。
- ③市民文化会館は震災により被害を受け施設機能を失ったことから、迅速な復旧を行う必要があります。
- ④被災した市民や民間事業者による高台等への建物移転が始まっており、埋蔵文化財の保存・継承のための調査件数が増加しています。今後、住宅再建や復興事業の実施に伴い、さらに調査件数が増加することが見込まれます。

7 復興に向けた取り組み

- 社会教育施設等の復旧 【現状と課題 ①】
 - ・公民館及び地区センターの復旧については、地区復興まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備していきます。
- スポーツ・レクリエーション施設の復旧 【現状と課題 ②】・運動公園及び田老野球場などのスポーツ・レクリエーション施設は、複合施設としての集約なども踏まえ、現地再建、移転新設など今後のあり方について検討のうえ整備を図ります。
 - ・藤の川海水浴場は、施設の復旧を進め早期再開を図ります。
- 文化施設の復旧 【現状と課題 ③】
 - ・市民文化会館については、早期の復旧を図ります。
- 文化財の保存・継承のための調査の迅速化 【現状と課題 ④】
 - ・埋蔵文化財の保存・継承のための調査件数の増加に対応するとともに、迅速な調査を行うため、調査体制の強化を図ります。また、市のみでは迅速な調査に対応しきれないことが想定されることから、必要に応じ、国や県に対して支援を働きかけます。

8 評価

9 評価の理由

順調 (評価点数の平均 2.9 点)	●社会教育施設等の復旧【順調】(平均 2.8 点) ・被災した公民館、地区センター等の社会教育施設の復旧について、復興まちづくり事業等の進捗にあわせ、順調に進められています。 ●スポーツ・レクリエーション施設の復旧【順調】(平均 3.0 点) ・田老野球場は平成 28 年 3 月に移転復旧を終え、供用を開始しています。また、宮古運動公園は平成 29 年 7 月に復旧整備が完了し、供用を開始しています。 ●文化施設の復旧【順調】(平均 3.0 点) ・市民文化会館は、平成 26 年 12 月に復旧整備が完了し、供用を開始しています。 ●文化財の保存・継承のための調査の迅速化【順調】(平均 3.0 点) ・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、発掘調査資料の整理と報告書の刊行を実施しています。 ・復興事業の進捗に伴い増加する埋蔵文化財の整理作業及び資料保管のための施設を併設した崎山貝塚縄文の森複合施設が平成 28 年 7 月に完成しました。 以上のことから、取り組みの方向「生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
---	--

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(1) すまいと暮らしの再建
3 取り組みの方向	⑦地域コミュニティの強化・再生
4 評価者	保健福祉部長 松舘 仁志 (被災者支援 PJ 総括者) 市民生活部長 岩田 直司

5 復興に向けたねらい

- ◆被災地域におけるコミュニティを再生するとともに、地域社会の結びつきがさらに強まるようコミュニティの充実を図ります。また、応急仮設住宅におけるコミュニティの形成を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①新たなコミュニティを支えるため、応急仮設住宅団地ごとの地域特性に沿った自治組織を立ち上げる必要があります。
- ②被災地域の自立的な復興を促進するため、地域コミュニティを再構築する必要があります。
- ③被災地域の結びつきを深めコミュニティを活性化するため、地域活動団体等に対して支援する必要があります。
- ④被災地域の集会施設は壊滅的な被害を受けており、これら施設の早期復旧に向けて取り組む必要があります。

7 復興に向けた取り組み

- 応急仮設住宅におけるコミュニティ形成への支援 【現状と課題 ①】
 - ・ 応急仮設住宅団地ごとの特性に沿った自治組織の立ち上げを支援するため、周辺自治組織や宮古市社会福祉協議会と連携し支援に取り組みます。
- コミュニティの再構築支援 【現状と課題 ②】
 - ・ 震災により被災地域の自治組織の維持が困難になっていることから、地域の実情に即したコミュニティを再構築するための取り組みを支援します。
- 地域活動団体への支援 【現状と課題 ③・④】
 - ・ 被災地域の結びつきを深めコミュニティ活動を活性化するため、活動を行う団体を支援するとともに、活動を担うリーダーの育成を図ります。
 - ・ 被災地域のコミュニケーション維持のため、被災した集会施設の早期復旧に対して支援します。

8 評価

9 評価の理由

順調

(平均 3.0 点)

●応急仮設住宅におけるコミュニティ形成への支援【順調】(平均 3.0 点)

- ・ 地域力向上支援補助金交付事業(スタート事業)により、仮設住宅自治会 18 団体の活動を支援し、仮設住宅入居者の交流促進や連帯感の醸成に役立てています。
- ・ 応急仮設住宅におけるコミュニティ形成への支援にあたっては、地元の自治会などの周辺自治組織や社会福祉協議会のほか、民生委員とも連携し支援に

	取り組みました。 ●コミュニティの再構築支援【順調】（平均 3.0 点） ・高台団地で新たに形成された自治会が活動を開始しています。今後は被災者の再建先でのコミュニティ再生に係る支援に重点を置いていきます。 ●地域活動団体への支援【順調】（平均 3.0 点） ・地域のコミュニティ活動の拠点として、女遊戸コミュニティセンターや三王団地の自治会研修センターが平成 27 年度に完成しました。また、鉾ヶ崎公民館や津軽石公民館の災害復旧工事も平成 27 年度に完了し、供用を開始しました。 ・地域自治組織活動拠点施設整備支援事業により、被災した活動拠点施設の整備を支援し、被災地のコミュニティ維持・再生を図っています。 以上のことから、取り組みの方向「地域コミュニティの強化・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	--

復興の柱別評価表

評 価 年 度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
復 興 の 柱	(2) 産業・経済復興
評 価 者	宮古市東日本大震災復興本部長 宮古市長 山本 正徳

復興計画策定時に掲げたねらい

- ◆被災した農地や農業用施設等の早期復旧に取り組み、営農再開を支援するとともに、担い手の確保・育成を進め、農業の復興・再生を図ります。
- ◆被災した森林の再生や林道の早期復旧に取り組み、生産施設の復旧・整備を支援するとともに、担い手の確保・育成を進めるなど、林業の復興・再生を図ります。
- ◆地域経済の早期復興を実現するため、市の基幹産業である水産業について生産から流通加工まで一体的な復興・再生を図ります。
- ◆中心市街地をはじめ被災商業地の事業者の早期事業再開を支援するとともに、魅力ある店舗づくりや賑わい創出のための施策を推進するなど、商業の復興・再生を図ります。
- ◆被災した工場等の早期の復旧・再建を図り、本市の産業振興を牽引する「モノづくり」を支える地場企業の育成と企業誘致を推進します。
- ◆被災した企業・事業者の早期の事業再開を支援することにより、全ての産業分野の復興・再生を実現し、地域産業の成長を目指します。
- ◆被災した観光施設などの早期復旧を図り、本市の特徴である豊かな地域資源が総合的に結びついた魅力ある観光の復興・再生を図ります。
- ◆港湾施設の早期の復旧・整備を促進し安全性を確保するとともに、産業・経済活動の振興やみなどを活かしたまちづくりを推進します。

評 価	評価の理由
順調 (平均 2.9 点)	復興計画策定時に掲げたねらいを達成するための実現手段として体系化した「農業の復興・再生」など 8 項目の「取り組みの方向」では、134 事業を実施しており、いずれの事業も順調に進められていることから、復興の柱「産業・経済復興」の進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(2) 産業・経済復興
3 取り組みの方向	①農業の復興・再生
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆被災した農地や農業用施設等の早期復旧に取り組み、営農再開を支援するとともに、担い手の確保・育成を進め、農業の復興・再生を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①震災により沿岸部の農地・農業用施設等は壊滅的な被害を受けており、これら施設の早期の復旧を図る必要があります。
- ②農作物の価格低迷や農業資材の高騰など農業経営を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、震災により大きなダメージを被ったことから、農業者の減少に拍車をかけることが懸念されており、担い手の確保・育成をより一層進める必要があります。
- ③被災した農業者の早期の営農再開に向け、共同利用施設・農業機械・資材等の導入を支援する必要があります。
- ④震災の影響により生産力が低下しており、関係機関との連携を強化し、生産性の向上を図る取り組みを支援する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●農地・農業用施設等の復旧 【現状と課題 ①】

- ・農地・農業用施設など農業生産基盤の早期復旧について、県と連携し取り組みます。
- ・瓦礫の撤去や農地の除塩など、農地再生を含めた営農環境の整備に取り組む被災農家の営農再開を支援します。
- ・被災した農業関連集会施設の復旧については、地区復興まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備していきます。

●担い手の確保・育成 【現状と課題 ②】

- ・各種補助事業の実施や研修会などの実施により、地域農業の担い手となる農業者や新規就農者に対する支援を強化します。また、経営改善や能力向上に向けた取り組みを関係機関と連携し支援します。

●生産者の再建支援 【現状と課題 ③・④】

- ・農業施設、農業機械を失った農業者に対して、営農再開に向けた生産施設の復旧及び農業機械の導入を支援します。
- ・被災した産直施設の本格的な営業再開に向けた取り組みを支援します。
- ・農業生産力の再生・向上を図るため、沿岸部の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした特色ある農作物生産をより一層推進します。

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●農地・農業用施設等の復旧【順調】 (平均 3.0 点) ・生産性・収益性の高い農業の実現に向け、災害復旧と併せて県事業として行われるほ場整備は、摂待地区では平成 28 年度に事業が完了しました。赤前地区では現在、平成 30 年度の完了を目指し、事業を実施しています。 ・津波により全壊した金浜農漁村センターは、防災集団移転促進事業に伴う高台造成団地内に移転整備し、平成 28 年 3 月に完成しました。 ●担い手の確保・育成【順調】 (平均 3.0 点) ・宮古市農業相談員設置事業では、農業相談員による被災農家の営農再開支援、新規就農者の指導など営農指導体制の強化や新規就農対策事業及び青年就農給付金事業による新規就農者及び後継者の支援などを実施しています。 ●生産者の再建支援【順調】 (平均 3.0 点) ・被災農家経営再開支援事業では、被災した農家等が実施する農地等の復旧作業の活動に応じた経営再開支援金を交付しました。 ・生産者再建支援事業では、農機具を流出した農家等への農機具の貸し出しを行い、早期の営農再開に取り組みました。 以上のことから、取り組みの方向「農業の復興・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(2) 産業・経済復興
3 取り組みの方向	②林業の復興・再生
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

◆被災した森林の再生や林道の早期復旧に取り組み、生産施設の復旧・整備を支援するとともに、担い手の確保・育成を進めるなど、林業の復興・再生を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①津波やそれに伴う山火事により森林が被害を受けています。再整備には相当の費用を要するものと見込まれていることから、森林の再生を図る取り組みを支援する必要があります。
- ②震災により、林道が被害を受けており、早期の復旧を図る必要があります。また、林道が今回の震災において、不通となった幹線道路等の代替道路としての役割を果たしたことを踏まえ、災害時の連絡道としての整備について検討する必要があります。
- ③震災により林家のしいたけ生産設備や木材加工場が被害を受けており、早期の復旧を支援する必要があります。
- ④震災により各産業が打撃を受けており、被災者の就業機会を確保する林業分野の取り組みが注目されています。
- ⑤今後大量かつ急速に進むと見込まれる被災住宅の再建に際して、地域木材の活用をより一層促進していく必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●森林の再生 【現状と課題 ①・②】

- ・被災した森林の再生に取り組む森林所有者の負担を軽減するための支援を行います。また、個人等では整備が困難な森林は広葉樹林化を検討するほか、防災機能上緊急に整備が必要な森林については県の治山事業を活用して再生を図ります。
- ・被害を受けた林道の復旧を図ります。また、災害発生時を想定した連絡道としての林道整備を森林整備計画に位置付けます。

●生産施設の復旧・整備支援 【現状と課題 ③・④】

- ・しいたけ生産活動の安定を図るため、ほだ木、乾燥機等の生産基盤設備の復旧に取り組む生産者を支援します。
- ・被災者の就労の場の確保に向け、生産量増大に向けた設備整備を支援します。

●担い手の確保・育成 【現状と課題 ④】

- ・自ら経営を行う林業担い手(林業新規就業者)を希望する者が林家等で行う研修等に対して支援を行います。なお、被災者については、年齢等の支援要件を緩和するなど就業機会の拡大を図ります。

●地域材の利用促進 【現状と課題 ⑤】

- ・地域材を活用する住宅の再建に対して、現行の地域木材利用住宅推進補助金制度による支援を行う

とともに、制度内容の充実について検討します。

- ・ 公共施設の建設に際しては、可能な限り地域材を使用するよう努めます。

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●森林の再生【順調】 (平均 3.0 点) ・ 被災した林道 9 路線の災害復旧工事は、平成 25 年度までに全て完了しました。 ●生産施設の復旧・整備支援【順調】 (平均 3.0 点) ・ 林産施設災害復旧事業により、被災したしいたけ生産設備等の早期復旧を支援し、生産体制を継続するとともに、特用林産施設整備事業により、生産基盤を強化し、生産活動の効率化と生産量の拡大を図っています。 ●担い手の確保・育成【順調】 (平均 3.0 点) ・ 林業担い手育成事業では、実習等により林業技術を習得しようとする林業新規就業希望者等及び研修生受け入れ林家に対する補助などを実施しています。 ●地域材の利用促進【順調】 (平均 3.0 点) ・ 地域木材利用住宅推進事業では、地域木材を利用して再建した被災者の住宅に対して、通常補助に加算して補助することにより、住宅再建を支援しています。 以上のことから、取り組みの方向「林業の復興・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(2) 産業・経済復興
3 取り組みの方向	③水産業の復興・再生
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆地域経済の早期復興を実現するため、市の基幹産業である水産業について生産から流通加工まで一体的な復興・再生を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①津波により「つくり育てる漁業」を推進してきた施設のほとんどが大破・消失し、種苗放流事業で育ててきた天然資源も大きなダメージを受けました。「つくり育てる漁業」は市の水産業の中核であり、養殖施設や種苗生産施設など関連施設の復旧に早急に取り組む必要があります。
- ②震災による津波と地盤沈下により、市が管理する全ての漁港が壊滅的な被害を受けました。また、漁場、漁業集落施設、海岸保全施設及び漁港に通じる道路の被害も甚大です。漁業の再生のため早急に復旧させる必要がありますが、被害が大規模なため短期間での全面復旧は困難な状況です。機能回復から本復旧へと計画的に取り組む必要があります。
- ③漁業者はもちろん水産業をとりまく全ての企業、団体が被災し、厳しい経営を余儀なくされています。経営意欲が失われないように継続的な支援を行う必要があります。
- ④被災により高齢の漁業者を中心に廃業が相次ぐ恐れがあります。生産力の低下を防ぐため、これまで以上に担い手対策に取り組む必要があります。
- ⑤市内 2ヶ所の魚市場をはじめ流通加工体制を構成する多くの機能が被災しました。漁業の再生のため、生産部門の復旧と同時進行で流通加工部門の復旧を支援する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●つくり育てる漁業の再生 【現状と課題 ①】

- ・市の水産業の中心であり地域経済を支える柱である養殖ワカメ・コンブ、カキ、ホタテなどの養殖漁業や、秋サケを中心とした定置網漁業は、水揚げの早期再開を実現するため関連施設の復旧を支援します。
- ・全国一の水揚量を誇る天然アワビをはじめとした豊富な前浜資源は、市の復興に欠かせないものです。種苗生産施設の復旧や資源増殖事業の早期再開を支援します。

●漁港・漁場・漁村の再生 【現状と課題 ②】

- ・市の漁港は、全国一の生産量を誇る養殖ワカメなど「つくり育てる漁業」の重要な生産基盤であるとともに漁村の営みの要です。しかし、被災規模があまりに大きく、全ての漁港を短期間で復旧させるのは困難であることから、漁場の復旧とバランスを取りながら災害復旧事業を進めます。また、防潮堤や漁港に通じる道路などの施設の復旧を図ります。

●生産者の経営再建 【現状と課題 ③】

- ・生産者を守ることは、水産業の再生に不可欠な要件です。経営再建の意欲を失わせないため、災害復旧事業を可能な限り速やかに実施するとともに、共同利用漁船の導入支援対策など経営再建に対して継続的に支援します。

●担い手の確保・育成【現状と課題 ④】

・被災からの再生段階においては、担い手の確保・育成はますます厳しいものとなりますが、水産業の再生のためには困難を乗り越えて取り組まなければならない重要な課題です。施設の共同利用や協業化など就業環境の整備を支援するとともに、市独自の水産業担い手育成対策について継続して取り組みます。

●流通加工体制の整備【現状と課題 ⑤】

・魚市場の復旧はもちろん、製氷施設、冷凍・冷蔵施設及び水産加工施設の復旧は、地域経済の復興のみならず漁業の再生に不可欠な要件です。生産部門と水産加工業も含めた流通加工部門の一体的な早期復旧を支援します。

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 2.8 点)	●つくり育てる漁業の再生【順調】(平均 3.0 点) ・さけ・ますの種苗生産施設の早期再開のため、応急復旧により平成 24 年度から種苗生産を可能とし、平成 27 年度までに本復旧により生産体制が回復しました。 ・採介藻漁業復旧緊急支援事業や養殖用種苗購入事業、水産業経営基盤復旧支援事業などにより、漁業の早期再開のための支援を実施しました。 ●漁港・漁場・漁村の再生【順調】(平均 2.5 点) ・被災した市内の漁港については、全ての漁港で利用が再開しています。 ・平成 28 年度末までに市管理漁港 15 港のうち、12 港の復旧が完了し、残り 3 港(宿、日出島、姉吉)も 29 年度末までには復旧が完了する見込みです。 ●生産者の経営再建【順調】(平均 3.0 点) ・共同利用漁船等復旧支援対策事業では、漁業の要である漁船を共同利用漁船として復旧する事業を実施し、平成 27 年度までに復旧希望の全ての漁船が復旧しました。 ・漁業者等が東日本大震災漁業経営復興特別資金の融資を受けたり漁業資機材を購入する場合の利子補給や、漁業共済掛金補助などを実施しています。 ●担い手の確保・育成【順調】(平均 3.0 点) ・つくり育てる漁業の中核である養殖漁業に軸足を置く、新規漁業就業者の活動を支援する漁業協同組合に対し、新規就漁業者支援事業を実施しています。 ●流通加工体制の整備【順調】(平均 2.8 点) ・津波で大きく被災した宮古市魚市場は、仮復旧によりすぐに業務を再開し、平成 24 年度に本復旧しました。また、水揚げ処理能力の向上等のための増築工事は、平成 28 年度末で完成しました。引き続き、セリや入札を電子化するためのシステムの導入を実施しており、平成 29 年度中に完成する見込みです。 ・市が策定する「宮古市水産加工流通復興計画」に基づき、水産加工流通施設等を整備する事業者に対し、事業費の補助などの支援を実施しています。 以上のことから、取り組みの方向「水産業の復興・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(2) 産業・経済復興
3 取り組みの方向	④商業の復興・再生
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆中心市街地をはじめ被災商業地の事業者の早期事業再開を支援するとともに、魅力ある店舗づくりや賑わい創出のための施策を推進するなど、商業の復興・再生を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①中心市街地の商店街のほとんどが被災しました。特に、中央通商店街は被害が大きく廃業や移転する事業者が多く見られ、振興組合の存続が危ぶまれていることから、事業の維持・再開を支援する必要があります。
- ②末広町や大通の商店街の復旧は比較的早かったものの、被災による修繕費など負担が大きく、また、購買力の低下等による消費の減退により、事業再開後も経営が困難な状態が続いており、事業継続に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ③田老地区や鵜ヶ崎地区など沿岸部の店舗は、壊滅的な被害を受けています。田老地区では、共同店舗による事業が開始されましたが、他の地区では、事業再開の見通しも立っておらず、早期再開のための支援を行う必要があります。
- ④減退した商店街機能を回復し活性化を図るため、後継者や新規創業者の確保・育成に向け、関係団体と連携して積極的に取り組む必要があります。
- ⑤商業施設が壊滅的な被害を受けた地域においては、日常の買物に不自由する状況となっていることから、買物弱者対策に取り組む必要があります。

7 復興に向けた取り組み

- 中心市街地の復興・再生 【現状と課題 ①・②】
- 被災した事業者が早期に事業再開できるよう、市独自の融資制度による資金繰りを支援するとともに、国・県の補助金を活用した補助制度により支援します。
 - 関係団体と連携し共同店舗の設置や買物環境の整備を行い、中心市街地の被災事業者の事業の継続・再開を支援します。
 - 集客向上を図るため、個店の魅力向上や販売促進強化を図るための事業を支援するなど、個店の活性化と集積による魅力ある商店街づくりを推進します。
 - 各商店街や商工会議所など関係団体との連携をより一層図るとともに、商店街等で行う企画事業を支援するなど、賑わい創出のための施策を推進します。
 - 中心市街地の活性化を図るため、地区復興まちづくり計画を踏まえた商業振興施策を推進します。
- 沿岸部被災商業地の復興・再生 【現状と課題 ③・⑤】
- 関係団体と連携し共同店舗を設置するなど、被災商業地事業者の事業再開を支援します。また、早期の事業再開に向け、各種支援制度の活用について周知を図るなどきめ細やかな情報提供を行います。
 - 地域の商店が被災したことに伴い、買物弱者に対応するため、商業関係団体が行う移動販売などの

取り組みを支援します。

●後継者や新規創業者の確保・育成 【現状と課題 ④】

- ・商店街機能を回復し活性化を図るため、事業所等の開業や空き店舗を活用したチャレンジショップの取り組みを支援するなど後継者や新規創業者の確保・育成について、関係団体と連携し取り組みます。

8 評価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●中心市街地の復興・再生【順調】 (平均 3.0 点) ●後継者や新規創業者の確保・育成【順調】 (平均 3.0 点) ・被災した商店街の街路灯については、平成 23 年度までに復旧を完了しました。 ・被災中小企業の早期の事業再開や安定経営に向け、被災資産の復旧費の補助などの支援を実施しました。加えて、グループ補助金等により、中心市街地の再建希望の事業者は、ほぼ再建されています。 ・被災した商店街等の団体が行う魅力ある商店街づくりの事業に補助金を交付するとともに、商店街の魅力を伝えるため、情報発信事業や地域商業の活性化のためのイベント開催の支援を実施しました。 ・田老地区や鉾ヶ崎地区については、区画整理事業の進捗に伴い、再建が本格化しています。 ●沿岸部被災商業地の復興・再生 (平均 3.0 点) ・仮設共同店舗施設管理事業では、田老地区に整備した仮設共同店舗（たろちゃんハウス）の維持管理を実施しました。 以上のことから、取り組みの方向「商業の復興・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(2) 産業・経済復興
3 取り組みの方向	⑤工業の復興・再生
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆被災した工場等の早期の復旧・再建を図り、本市の産業振興を牽引する「モノづくり」を支える地場企業の育成と企業誘致を推進します。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①本市の工業は、コネクタを中心とする電子部品製造業、合板を中心とする木材・木製品製造業、水産加工を中心とする食料品製造業、金型部品を中心とする生産用機械器具製造業などからなっていますが、水産加工業をはじめとする工場の施設・設備の損壊・流失など甚大な被害を受けており、事業の維持・再開に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ②地場産業は、小規模の事業所が多く、技術力や経営基盤が弱い状況にあり、被災により事業所数や従業員数の減少がさらに進むことが危惧されますが、食料品製造業をはじめとする付加価値の高い製品の開発や販路拡大・異分野進出など、経営の近代化に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ③さらなる雇用の場の創出を図るため、コネクタ・金型産業を中心に、工業集積を進めるとともに、既存工場の適地の整備や新たな工場団地の調査・検討を行うなど、企業誘致に積極的に取り組む必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●工場の復旧・再建支援 【現状と課題 ①】

- 被災した企業・事業者が事業再開できるよう、建物新築、建物・設備・機械の修繕、設備・機械の取り替え等について、現行補助制度の活用による支援を行うとともに、新たな支援制度の創設について検討します。また、国や県に補助金などの支援を働きかけます。

●地場企業の育成支援 【現状と課題 ②】

- モノづくりを支える産業人材の育成を図り、地場企業のレベルアップと経営基盤の強化を支援します。また、工業振興の推進体制の充実を図るとともに、宮古・下閉伊モノづくりネットワークをはじめとする連携ネットワークを活かしながら、高付加価値化のための技術力強化や販路拡大・異分野進出などを支援します。

●企業誘致の推進 【現状と課題 ③】

- 本市の強みである人材育成に取り組みながら、コネクタ・金型等の既存の工業集積に関連する産業や、地域資源を原材料とする食品産業、木材加工やリサイクル等の港湾利用型産業など、本市の地域特性を活かした優位性のある分野のほか、新製品・新技術開発による先端産業などの新たな産業分野について、関係機関との連携を図り、各種制度を活用しながら積極的な企業誘致を推進します。
- 企業誘致による工場新設や既存企業の増設の受け皿となる用地を確保するため、工場適地の基盤整備に努めるとともに、新たな工場団地の調査・検討を進めます。

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●工場の復旧・再建支援【順調】 (平均 3.0 点) ・震災復旧中小企業者支援事業では、被災資産の復旧への支援を実施しています。 ・震災復興中小企業者支援事業では、被災中小企業者の早期の事業再開や安定経営に向け各種の支援（被災中小企業対策資金利子・保証料補助、被災中小企業者対策設備貸与事業補助）を実施しています。 ●地場企業の育成支援【順調】 (平均 3.0 点) ・産業復興総合支援事業では、市内事業者の取引先が震災により減少したことから、地場製品の普及・販路拡大のため、バイヤー招聘事業等による支援を実施しています。また、地場製品の普及・販路拡大のための物産展を開催しています。 ●企業誘致の推進【順調】 (平均 3.0 点) ・企業誘致等推進事業では、雇用の創出のため、立地企業、地場企業の新設、増設に対して補助金等の奨励措置を実施し、企業誘致を図っています。 ・企業立地促進基盤整備事業では、企業誘致等の受け皿となる用地を確保するため、新たな工場適地の調査・検討を実施しました。また、調査結果を基に用地確保の検討を進めています。 以上のことから、取り組みの方向「工業の復興・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(2) 産業・経済復興
3 取り組みの方向	⑥企業・事業者の復興・再生
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆被災した企業・事業者の早期の事業再開を支援することにより、全ての産業分野の復興・再生を実現し、地域産業の成長を目指します。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①非常に多くの企業・事業者が被災し、店舗や工場等が甚大な被害を受け、従業員の解雇・休業等の雇用調整を余儀なくされました。事業廃止に追い込まれた企業・事業者もありますが、事業再開を目指す企業・事業者の多くは経営基盤が不安定になったことから、資金借入れや設備導入にあたっての負担軽減を図る必要があります。
- ②被災した企業・事業者が早期に事業再開できるよう、国や県に対し強力な支援を働きかけるとともに、市独自の各種支援制度の拡充や創設に向け取り組む必要があります。
- ③企業・事業者の復興・再生と同時に、将来展望を抱きながら、地域産業の成長に向けた新たな事業の創出に向け取り組む必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●金融・経営支援 【現状と課題 ①】

- 被災した企業・事業者が行う復旧資金の借入れや機械設備等の導入に対して支援します。また、事業再開に向けて経営課題となっている二重債務の軽減について、国や県に対して働きかけます。

●各種支援制度の活用促進 【現状と課題 ②】

- 被災した企業・事業者が早期に事業再開できるよう各種支援制度の拡充や創設を、国や県に対し働きかけます。また、支援制度の活用について周知を図り、きめ細やかに支援します。

●事業再生・成長支援 【現状と課題 ③】

- 企業・事業者の再生を促すために、関係機関と連携して相談体制を整え、各種情報を提供します。
- 企業・事業者の再生や新たな取り組みを支援するために、各種補助制度の積極的な導入を行います。また、新規創業・異分野進出や企業・事業者が連携・共同して行う新たな事業創出に向けた取り組みを支援します。

8 評価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●金融・経営支援【順調】(平均 3.0 点) - 震災復旧中小企業者支援事業では、被災資産の復旧への支援を実施しています。 - 震災復興中小企業者支援事業では、被災中小企業者の早期の事業再開や安定経営に向け各種の支援(被災中小企業対策資金利子・保証料補助、被災中小企

	業者対策設備貸与事業補助)を実施しています。 ●各種支援制度の活用促進【順調】(平均 3.0 点) ・産業まつりの開催により、地域産業の復興状況を発信しています。 ・コーディネーターによる出前型の個別相談を実施しています。 ・技術力強化セミナーの随時開催や、高校生研究意見発表会(年1回)などの実施により、人材育成の支援を実施しています。 ・企業経営を支援するための講習会や、各種支援制度・補助制度などを随時、メールマガジンで情報提供しています。 ●事業再生・成長支援【順調】(平均 3.0 点) ・産業復興総合支援事業では、産業振興補助金活用事例発表会(年1回程度)や産業間交流セミナーの開催(年数回)、各種セミナーの随時開催などにより、各産業分野の取組みを生かし、第1次・第2次・第3次産業の連携を深め、地域資源を活用した連携・高付加価値化に向けた取組みを支援しています。 ・産業振興補助事業では、6次産業が躍動する産業振興都市づくりを目指し、各産業が体力をつけるための、生産力の向上・産業間の連携強化・地域資源の活用・人材育成などの事業、復興・再生に対する事業を支援するため新たな取組みに対する補助を実施しています。 以上のことから、取組みの方向「企業・事業者の復興・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	--

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(2) 産業・経済復興
3 取り組みの方向	⑦観光の復興・再生
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆被災した観光施設などの早期復旧を図り、本市の特徴である豊かな地域資源が総合的に結びついた魅力ある観光の復興・再生を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①津波により、主要な観光施設等が壊滅的な被害を受けていることから、これら施設等の早期復旧に向け取り組む必要があります。
- ②震災に伴い、観光客の受入体制がぜい弱化していることから、観光関係者との連携を強化し、官民一体となって体制を再構築する必要があります。
- ③これまで取り組んできた地域観光資源の活用に加え、新たな観光資源の創出に取り組む必要があります。
- ④誘客を図るため、震災の影響による風評被害を最小限にとどめ、正確な情報を発信する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●観光施設等の復旧 【現状と課題 ①】

- ・浄土ヶ浜をはじめとする主要な観光資源や遊歩道等について、国や県の支援を得ながら早期復旧に取り組めます。
- ・浄土ヶ浜レストハウスや道の駅みやこ・みなとオアシスみやこなどの観光施設の復旧を図るなど事業の再開に向け取り組みます。
- ・海岸に漂着した瓦礫の撤去などを進め、海水浴場の早期再開を図ります。

●受入体制の再構築・支援 【現状と課題 ②】

- ・観光施設等における避難路や避難誘導表示の再整備など、緊急時における避難対策を施し、観光客受入に向けた安全対策に取り組めます。
- ・観光協会や宿泊業者、交通事業者などの観光関係者との情報共有や連携を強化し、観光客の宿泊や二次交通の確保など受入体制を再構築します。
- ・観光ボランティアの育成を図るとともに、「もてなし観光文化検定」を再開するなど、市民のもてなし意識の向上を図り、観光客の再訪につながる体制づくりに取り組みます。

●地域観光資源の再生 【現状と課題 ③】

- ・観光関係団体等と連携し、浄土ヶ浜まつりなど地域の観光資源を活用した各種イベントの早期の復活を図ります。
- ・体験型観光実践者をはじめ観光、宿泊、交通事業者等と連携し、体験型観光の整備を図ります。また、関係団体と連携し、震災による被災体験についての防災学習等を目的とした誘客に取り組みま

す。

- ・本市の歴史、伝統、文化等を見つめ直し、新たな観光資源の掘り起こしを行います。
- ・国が提唱する三陸復興国立公園（仮称）や、いわて三陸ジオパークの取り組みと連携した観光資源の創出を図ります。
- ・まちなか観光について、中心商店街の復興を踏まえながら連携した取り組みを進めます。

●復興情報の発信・誘客促進【現状と課題 ④】

- ・観光協会など関係団体と連携し、復興過程における正確な情報を発信します。
- ・平泉文化遺産の世界遺産登録や、いわてデスティネーションキャンペーンの実施などにより、岩手への注目が高まっていることから、これらと連動した情報発信を行うとともに、誘客促進を図ります。
- ・陸中海岸国立公園協会や盛岡・八幡平広域観光推進協議会など広域的な観光関係団体と連携し、情報発信を行うとともに、誘客促進を図ります。

8 評価	9 評価の理由
順調 (平均 2.8 点)	●観光施設等の復旧【順調】(平均 2.8 点) ・被災した浄土ヶ浜レストハウスは、平成 24 年度に復旧工事を終え、再オープンしています。 ・浄土ヶ浜園地内の歩道の復旧やトイレの整備、休憩所の整備などは平成 27 年度までに完了しました。また、震災による法面の崩落など危険個所の改修を行っていた園地内道路も平成 28 年度までに整備を完了しました。 ・広域総合交流施設は、平成 25 年度に復旧工事を終え、再オープンしています。また、隣接していたタラソテラピー施設の跡地を活用し、イベントステージなども整備しました。 ・震災により損壊した姉吉キャンプ場は、デイキャンプ場として復旧を終え、平成 28 年 4 月から供用を開始しています。 ・震災により被災した観光トイレ等の復旧整備も順調に進められています。 ●受入体制の再構築・支援【順調】(平均 2.8 点) ・観光関係団体連携促進事業では、観光客入込数の増を図るため、宿泊施設等観光関係団体と情報共有のための意見交換を実施しています。 ・海水浴場整備事業では、平成 24 年度の浄土ヶ浜海水浴場の復旧に伴い、以後、3 箇所（浄土ヶ浜、女遊戸、真崎海岸小港海水浴場）で放射性物質の測定を実施しました。今後は、女遊戸・真崎海岸小港海水浴場の再開に向けた調査などを予定しています。 ●地域観光資源の再生【順調】(平均 3.0 点) ・観光イベント開催支援事業では、観光資源が被災した中で、残った資源を活用したイベントの開催を支援しました。 ・防災学習教育旅行等誘致促進事業では、宮古観光文化交流協会によるガイド事業「学ぶ防災」を活用した教育旅行の誘致活動を実施しています。 ●復興情報の発信・誘客促進【順調】(平均 2.8 点) ・復興情報発信事業（観光客誘客促進事業）では、復興過程における本市の正確な情報や、観光情報を発信するため、観光パンフレット等を製作しました。 ・田老地区の区画整理事業地内に移転整備を進めている「道の駅たろう」は、平成 28 年 1 月に国土交通省の重点道の駅に選定されました。平成 28 年度までに観光案内所（たろう潮里ステーション）及び公衆トイレ等の整備を終え、今後は、産直交流施設、国施設及び外構等の整備を経て、平成 30 年度の本格

	オープンを目指しています。 以上のことから、取り組みの方向「観光の復興・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	--

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(2) 産業・経済復興
3 取り組みの方向	⑧港湾の復興・再生
4 評価者	産業振興部長 山根 正敬 (みなとまち産業振興 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

◆港湾施設の早期の復旧・整備を促進し安全性を確保するとともに、産業・経済活動の振興やみなとを活かしたまちづくりを推進します。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①防波堤が水没・倒壊・損壊し、港内静穏度が確保できない状況にあることから、早期に復旧する必要があります。
- ②岸壁、物揚場が空洞化・沈下しており、水揚げ、荷役作業に支障をきたしていることから、早期に復旧する必要があります。
- ③被災直後、全ての港湾機能が失われましたが、海上啓開作業により、最低限の港湾機能の早期回復は図られました。しかし、港内や岸壁前面に沈船や瓦礫が残っており、速やかに除去作業を行う必要があります。
- ④公共上屋並びに民間所有の上屋は全て被災したほか、民間所有の荷役機械も被災し、船が入港しても荷役・保管がほとんどできない状況にあることから、早期に復旧する必要があります。
- ⑤防潮堤、水門、陸閘も被災していることから、早期に復旧するほか、水門、陸閘の自動化・遠隔操作化を図り、安全性を確保する必要があります。
- ⑥津波により港湾貨物等が漂流・散乱したことから、流出防止に努める必要があります。
- ⑦海洋レクリエーションの拠点である「リアスハーバー宮古」は、全て損壊し利用できない状況にあることから、早期に復旧する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●港湾機能の確保 【現状と課題 ①・②・③】

- ・物流や防災、さらに海洋レクリエーションの振興を図るうえでも、防波堤は必要不可欠な施設です。その復旧を国や県に対し働きかけ、各ふ頭の静穏度を確保します。
- ・地盤沈下した岸壁の早期復旧を、国や県に対し働きかけ、水揚げ、荷役作業に支障がないようにします。
- ・海底障害物について、必要に応じ撤去作業を行うよう国や県に対し働きかけ、港内の安全を確保します。

●物流・産業基盤としての機能の確保 【現状と課題 ④】

- ・公共上屋について、早期復旧が図られるよう国や県に対し働きかけます。また、民間所有の上屋及び荷役機械等の復旧を支援し、物流機能を確保するとともに、今後の利用拡大に向けポートセールスに取り組みます。

●防災機能の確保 【現状と課題 ⑤・⑥】

- ・防潮堤、水門、陸閘の早期復旧を国や県に対し働きかけるほか、防潮堤未整備地区の早期着工につ

いても同様に働きかけ、防災機能を確保します。

- ・港湾貨物等の流出防止のため、港湾利用者等への指導徹底及びより効果的な流出防災対策の調査研究を含めた安全確保について県に対し働きかけます。

●親水空間の確保 【現状と課題 ⑦】

- ・観光分野における地域振興の一翼を担うため、新たな観光船ターミナルとして期待される出崎地区のふ頭拡張整備、並びにその前提となる竜神崎防波堤の復旧整備の促進を国や県に対し働きかけます。
- ・神林木材港及びリアスハーバー宮古の復旧整備については、「宮古市港湾振興ビジョン」を踏まえ、水面貯木の利用状況や漁船・プレジャーボート等の利用・保管需要の動向、リアスハーバーとの連動も考慮しながら、各機能の再編・集約について関係者での協議、調整を進め、単なる原形復旧にとどまらず、使い勝手の良い港になるよう国や県に対し働きかけます。また、漁船や作業船のほか、一部のプレジャーボートにも利用されている高浜地区についても同様に、国や県に対し働きかけます。
- ・本市や宮古港の復興を全国にPRするため、平成 28 年国民体育大会セーリング競技開催に向け支援を強化します。

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●港湾機能の確保【順調】(平均 3.0 点) ●防災機能の確保【順調】(平均 3.0 点) ・被災した防波堤や岸壁等の復旧工事や津波水門等の電動化・遠隔化については、国及び県により行われています。 ●物流・産業基盤としての機能の確保【順調】(平均 3.0 点) ・宮古港利用促進事業では、宮古港の利用促進のための取り組みとして、首都圏等でのポートセールス・セミナー、要望活動のほか、客船入港時の歓迎事業などを実施しています。取り組みにより、平成 25 年度以降、毎年、数回客船が入港しています。 ●親水空間の確保【順調】(平均 3.0 点) ・宮古港開港 400 周年となる平成 27 年に、4 月の開港時代行列にはじまり、宮古港歴史展・復興展、Sea 級グルメ全国大会 in 宮古、フェリーショートクルーズなど計 29 事業を実施。のべ 9 万人を超える来場者があり、復興状況の発信や港の賑わいを創出することができました。 ・平成 30 年 6 月に本市と室蘭市を結ぶ岩手県初のフェリー航路の開設が予定されています。このことにより、新たな観光ルートの創出や道路交通網の整備と合わせた物流の効率化など、様々な効果が期待されています。 以上のことから、取り組みの方向「港湾の復興・再生」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

復興の柱別評価表

評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
復興の柱	(3) 安全な地域づくり
評価者	宮古市東日本大震災復興本部長 宮古市長 山本 正徳

復興計画策定時に掲げたねらい

- ◆地区復興まちづくり計画（被災地区の整備計画）を策定し、効率的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、防潮堤など海岸保全施設の復旧・整備を促進し、津波による被害を最小限にとどめる「減災」のまちづくりを進めます。
- ◆被災地区の整備にあわせて、公共施設の再配置について検討を行い、適切な公共施設の復旧・整備を図ります。
- ◆再生可能エネルギーの確保・推進を図るとともに、上下水道・電気・電話などのライフラインの再構築を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ◆鉄道等の公共交通の復旧・再生を図るとともに、災害時における安全性の高い道路網を構築し、災害に強い交通ネットワークを形成します。
- ◆避難場所、避難路、避難誘導標識等の防災施設を復旧・整備し、災害時における市民の安全を確保するとともに、さらなる防災意識の醸成と知識の向上、自主防災組織の育成・強化を図ります。
- ◆市民を災害から守るための備えと発災時の災害対策、被災者の救護・救援を円滑に行うための施設の整備等を推進します。
- ◆多くの市民の生命と財産を奪った震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、震災の記憶を風化させないための取り組みを推進します。

評価	評価の理由
順調 (平均 2.8 点)	復興計画策定時に掲げたねらいを達成するための実現手段として体系化した「災害に強いまちづくりの推進」など 7 項目の「取り組みの方向」では、143 事業を実施しており、いずれの事業も順調に進められていることから、復興の柱「安全な地域づくり」の進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(3) 安全な地域づくり
3 取り組みの方向	①災害に強いまちづくりの推進
4 評価者	参与兼都市整備部長 小前 繁 (すまいの再建 PJ 総括者) 市民生活部長 岩田 直司 (森・川・海の再生可能エネルギーPJ 総括者) 危機管理監 芳賀 直樹 (防災のまち協働 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆地区復興まちづくり計画(被災地区の整備計画)を策定し、効率的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、防潮堤など海岸保全施設の復旧・整備を促進し、津波による被害を最小限にとどめる「減災」のまちづくりを進めます。
- ◆被災地区の整備にあわせて、公共施設の再配置について検討を行い、適切な公共施設の復旧・整備を図ります。
- ◆再生可能エネルギーの確保・推進を図るとともに、上下水道・電気・電話などのライフラインの再構築を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①津波により市内各所で住家が被災しましたが、土地の利用について何らかの規制、制限、誘導等を行わないまま放置すると、大きな被害を受けた地区への住家の建築等が進み、再び人的、物的損害を被ることとなりかねません。
- ②土地利用の規制、制限、誘導等を行うにあたっては、住民の合意を得る必要があります。また、区画整理事業等の実施を検討する際には、財源や特区制度など国による支援の状況について動向を注視していく必要があります。
- ③防潮堤のみでは津波を防ぎきれなかったことから、津波による被害を最小限に抑える「減災」の考え方にに基づき、防潮堤の整備だけではなく、多重防災型のまちづくりを目指す必要があります。また、津波により幹線道路の浸水、線路の流失、鉄橋の落下など交通インフラについても被害を受けましたが、これらの復旧に際しては、嵩上げ等の実施も併せて検討する必要があります。
- ④津波により防潮堤、防波堤などの海岸保全施設が被害を受けており、早期の復旧が必要になっています。また、防潮堤が未整備の地域では浸水により甚大な被害を受けたため、今後の災害に備え早急に整備する必要があります。
- ⑤県管理の閉伊川等の 2 級河川に設けられている水門施設等が被災し、応急復旧が行われています。
- ⑥市の管理の河川、橋梁にも大きな被害がでており、早急に復旧する必要があります。
- ⑦津波により被災した公園と、応急仮設住宅の建設用地として利用している都市公園、開発緑地公園のあわせて 32 ヶ所が公園としての機能を失っています。また、被災した公衆トイレについては、公衆衛生を維持するためにも、早急に復旧する必要があります。
- ⑧海沿いの産業振興施設や文教施設、医療・社会福祉施設など、主要な公共施設は壊滅的な被害を受けており、これら施設の早期復旧・整備と再開に向けて取り組む必要があります。
- ⑨被災を免れた施設の中には、2 度の市町村合併を経て、重複・類似・老朽化した公共施設が多いうえに、その施設内容も、計画時に考えられた機能や規模のままであることから、市民が求める機能とかい離しつつあり、復旧・復興とあわせて、公共施設の統廃合・適正配置を進め、施設の有効活用、管理運営の効率化を図る必要があります。
- ⑩行政機能の中核であり防災拠点でもある市役所本庁舎が被災し、応急対策に支障をきたす状況にあ

ったことから、災害に強い拠点施設を再構築する必要があります。

⑪ 3月11日の発災と同時に市内のライフラインが寸断され、市内全域で断水、停電、固定電話等の通信施設が使用出来ない状況が続きました。全てのライフラインが復旧するまでには長期間を要し、震災からの早期復旧の障害となったことから、災害に強いライフラインを構築する必要があります。

⑫ 水道施設は、浄水場、取水場、配水管等が被災したことから、応急復旧により対応していますが、施設の適正な運転のため、早急な本復旧が必要となっています。また、被災地区の整備や新たな宅地開発等で生ずる水の需要に速やかに対応する必要があります。

⑬ 下水道施設は、処理場、ポンプ場等が被災したことから、応急復旧により対応していますが、施設の適正な運転のため、早急な本復旧が必要となっています。また、地区復興まちづくり計画との整合を図りながら、汚水処理に係る面整備を推進する必要があります。

⑭ 津波により、陸域・海域に大量の災害廃棄物が発生し、市民生活に多大な影響が生じていることから、できる限り早期に処理完了する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●地区復興まちづくり計画（被災地区の整備計画）の策定 【現状と課題 ①・②】

・地区の地形や被災の状況等を勘案し安全確保の方法などを検討するとともに、アンケートの実施や懇談会等の開催により住民の意向を十分に把握し、その意向を踏まえて、地区復興まちづくり計画を策定します。

●計画的な土地利用の推進 【現状と課題 ①・②】

・地区復興まちづくり計画等に基づき、土地の利用規制である都市計画用途地域の見直しや土地区画整理事業等の実施について検討し、被災地区の効率的かつ計画的な土地の利用を推進します。

・住宅地の高上げの実施、住家の高台移転等の推進のため、導入可能な国の補助事業等について、各種土地利用規制との調整も含めて検討します。

●海岸保全施設等の復旧・整備 【現状と課題 ④・⑤・⑥】

・被害を受けた防潮堤などの海岸保全施設について、国、県、関係団体と連携し、早期の復旧・整備に取り組むとともに、適正な維持管理を図ります。

・県管理の河川について、県と連携し早期の復旧・整備に取り組みます。

・市管理の河川の護岸復旧や浚渫工事を行うとともに橋梁の復旧を推進します。

●多重防災型施設の整備促進 【現状と課題 ③】

・津波による被害を最小限に抑えるため、避難路の整備に加え、防浪ビル等の建設を検討します。また、幹線道路や鉄道の復旧にあたっては、関係団体と連携し、浸水区域における二線堤化を国、県及び鉄道事業者に働きかけます。

●公園等の復旧 【現状と課題 ⑦】

・市民の潤いのある快適な生活環境を整えるため、全壊又は半壊した公園や公衆トイレを復旧します。また、地区別まちづくり計画の策定とあわせ、新たな公園や緑道などの整備を検討します。

●公共施設の再配置 【現状と課題 ⑧・⑨・⑩】

・産業振興施設や文教施設、保健・医療・社会福祉施設など、安全で快適な生活環境を支える公共施設の早期復旧・整備と再開の取り組みを進めます。

・全庁的な視点のもとに施設の維持管理のさらなる効率化や更新費用の低減、平準化を進め、コストと便益の最適化を図りつつ公共施設を管理・活用するための取り組みを進めます。

・公共施設の再配置に併せて、災害対策本部機能や災害に強い拠点施設としての市役所本庁舎のあり方について検討します。

●再生可能エネルギーの確保・推進 【現状と課題 ⑪】

・災害時等において必要なエネルギーの安定供給と地域におけるエネルギーの適切なマネジメント

(管理) のため、大規模太陽光発電施設や風力・波力・小水力発電施設など再生可能エネルギー導入の可能性について調査・研究を行い、これら施設の導入促進に努めます。

・各家庭における太陽光発電システムやバイオマス燃料の導入を促進します。

●災害に強いライフライン（上下水道・電気・電話）の整備促進 【現状と課題 ⑪・⑫・⑬】

・災害に強い都市づくりを行うため、電気・電話などのライフラインの耐震強化・ルートの複線化及びバックアップ体制の強化について関係事業者に対し働きかけます。

・災害に強い上下水道を構築するため、老朽化した施設の改築・更新及び耐震化を進めます。また、被災地域の復興や新たな宅地開発及び道路改良等に伴って生ずる水需要に速やかに対応します。

●廃棄物の適正処理 【現状と課題 ⑭】

・市民生活の再建を促進するため、生活環境に支障が生じている災害廃棄物を撤去し仮置場へ移動するとともに、仮置場に移動した災害廃棄物について、再生利用を考慮しつつ適正に処理します。

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 2.8 点)	●地区復興まちづくり計画（被災地区の整備計画）の策定【順調】（平均 3.0 点） ・平成 24 年 3 月に被災地区ごとの地区復興まちづくり計画の策定を完了し、この計画に基づき、各種の復興事業を実施しています。 ●計画的な土地利用の推進【順調】（平均 2.9 点） ・都市再生区画整理事業は、銚ヶ崎・光岸地地区及び田老地区の 2 箇所で実施しています。概ねの宅地の使用は可能となっており、順調に進められています。 ・防災集団移転促進事業による 5 地区 263 戸の宅地は、平成 27 年 9 月までにすべて完成しました。また、漁業集落防災機能強化事業による 7 地区 32 戸の宅地についても、平成 27 年 3 月までにすべて完成しており、被災者の住宅再建が進んでいます。 ・被災地区街区番号整備事業では、高台造成地や区画整理事業などによるあたらしいまちの形に合わせた住居表示を実施しました。 ●海岸保全施設等の復旧・整備【概ね順調】（平均 2.2 点） ・津波によって破壊された防潮堤等の海岸保全施設の復旧や復興まちづくりと一体となった防潮堤の嵩上げ及び水門の整備等は、国及び県が実施しています。 ・震災により被災した河川・道路等の公共土木施設の復旧は、平成 23 年度から実施しており、平成 31 年 3 月の完成を予定しています。 ●多重防災型施設の整備促進【順調】（平均 3.0 点） ・津軽石地区市街地への浸水を防ぐため、法の脇地区に建設中の津波浸水防護施設は、平成 29 年度の完成を見込んでいます。 ・都市防災総合推進事業計画に基づき、津波避難路の整備や津波避難ビルの指定を実施しています。 ●公園等の復旧【順調】（平均 3.0 点） ・被災した都市公園等については、平成 27 年度までに復旧工事を完了しました。 ●公共施設の再配置【順調】（平均 3.0 点） ・公共施設再配置計画策定事業では、公共施設の統廃合・適正配置を進め、施設の有効活用、管理運営の効率化を図るための公共施設再配置計画の実施計画を平成 27 年度に策定しました。

	・ 中心市街地地区に地域防災拠点施設（市民交流センター（仮称）、本庁舎、保健センター）を整備しています。また、災害発生時を想定した市民の安全・安心を守り一時避難所としての機能を具備させるため、宮古駅南北を結ぶ避難通路を併せて整備しています。平成 30 年 7 月の完成を目指しています。 ・ 津軽石地区の公共施設を集約した津波復興拠点は、平成 28 年度に完成しました。 ●再生可能エネルギーの確保・推進【順調】（平均 2.8 点） ・ 再生可能エネルギーマスタープラン策定事業では、復興計画に掲げる「森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト」の目標実現に資するため、本市の再生可能エネルギー推進の方向性を示す計画（再生可能エネルギーマスタープラン）を平成 25 年度に策定しました。同マスタープランの実現に向け、宮古市スマートコミュニティ事業としてカーシェアリング事業や大規模太陽光発電事業などが民間主体で行われています。 ・ 公共施設再生可能エネルギー等導入事業では、非常時に利用できる独立した電力を確保するため、避難所など防災拠点となる公共施設に再生可能エネルギー発電設備等の導入を進めています。 ●災害に強いライフライン（上下水道・電気・電話）の整備促進【順調】（平均 2.7 点） ・ 各被災地区のまちづくり事業の進捗に合わせ、上下水道の整備を実施しています。 ・ 震災による地盤沈下の影響により、雨水流下能力が低下した新川町及び藤原地区へのポンプ場設置工事は、平成 30 年度の完成を目指し、事業を進めています。 ●廃棄物の適正処理【順調】（平均 3.0 点） ・ 災害廃棄物処理事業では、震災により発生したがれきなど 80 万トンを超える災害廃棄物の処理を平成 26 年度までに完了しました。 以上のことから、取り組みの方向「災害に強いまちづくりの推進」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	---

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(3) 安全な地域づくり
3 取り組みの方向	②災害に強い交通ネットワークの形成
4 評価者	危機管理監 芳賀 直樹 (防災のまち協働 PJ 総括者) 参与兼都市整備部長 小前 繁 企画部長 山崎 政典

5 復興に向けたねらい

- ◆鉄道等の公共交通の復旧・再生を図るとともに、災害時における安全性の高い道路網を構築し、災害に強い交通ネットワークを形成します。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①本市や三陸沿岸の復興には、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路が欠かせません。国土交通省では、両路線を「復興道路」として位置づけて計画策定を進めており、早期着工が望まれます。
- ②国道 45 号、106 号は、被災箇所の早期復旧と、地震、津波に強い改良整備に取り組む必要があります。特に 106 号は、沿岸と内陸をつなぐ物流の重要路線であり、「宮古盛岡横断道路」として直轄権限代行による早期の整備完了が望まれています。
- ③国道 340 号は「復興支援道路」として、全線整備と立丸峠トンネル化などが必要とされています。
- ④主要地方道重茂半島線、県道崎山宮古線の被害が甚大であり、復旧はもとより、防災の観点からも改良整備を図る必要があります。
- ⑤災害時の緊急患者搬送路ともなる県立宮古病院へのアクセス道路としての北部環状線の早期完了に向けた整備を促進する必要があります。
- ⑥災害時に集落が孤立したことから、市道路線の改良や新路線の整備を検討し、幹線と生活道路の結接・強化を図る必要があります。
- ⑦市内の路線バスは、発災とともに全線で運転を見合わせましたが、震災後 5 日目から道路の復旧状況に応じて順次再開し、現在、通常どおり運行されています。しかし、応急仮設住宅への入居などに伴う利用者ニーズの変化への対応や、都市の復旧・復興にあわせて路線の見直しなどを進める必要があります。
- ⑧鉄道施設は、橋梁、線路、駅舎の流失・損壊など甚大な被害を受け、一部区間で運転が再開されたものの、全線開通には大規模な工事と莫大な費用が必要であり、早期復旧に向けて国・県並びに鉄道事業者や関係機関と連携して取り組みを進める必要があります。
- ⑨震災によって、JR 山田線宮古・釜石間や三陸鉄道の各線とも甚大な被害を受けたことから、今回の震災を契機として、利用低迷の続く地方鉄道や地域公共交通のあり方について、これまで以上に市民一体となって検討をしていく必要があります。

7 復興に向けた取り組み

- 高規格幹線道路等の整備促進 【現状と課題 ①・②・③・④】
- ・「復興道路」として、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路の早期着工・完成に向け、県や関係市町村と連携し国に対して働きかけを強めるとともに支援を行います。
 - ・「宮古盛岡横断道路」の直轄権限代行での早期全線整備、国道 340 号の早期の全線整備や立丸峠ト

ンネル化などを国に強く働きかけます。

- ・被災した国道 45 号、106 号や主要地方道重茂半島線、県道崎山宮古線などの県道については、災害に強い道路への改良を含めて整備促進を働きかけるとともに、宮古西道路の早期着工完成に向け、県と連携して取り組みます。

●市内幹線道路・生活関連道路の復旧・整備 【現状と課題 ⑤・⑥】

- ・北部環状線の早期完成に向け、県と連携して取り組みます。
- ・被災した市道の復旧を図ります。
- ・被災時に集落が孤立しないよう市道路線の改良整備を図るとともに、新路線の整備について検討を行います。
- ・住宅地や集落内の生活関連道路は、日常生活の利便性はもとより、災害時の避難路としての役割を備えた整備を図ります。

●公共交通の復旧と再生 【現状と課題 ⑦・⑧・⑨】

- ・事業者や関係機関、市民などで組織する「地域公共交通会議」を中心として、利用者のニーズの変化や都市の復旧・復興にあわせた路線の見直しなど、公共交通のあり方について検討を行うとともに、事業者、関係機関、市民、市が一体となった利用促進の取り組みを進め、持続可能な公共交通体系を構築します。
- ・利便性の高いバス交通網の構築について、事業者と連携して検討するとともに、採算の合わないバス路線に対しては、市などによる財政支援を行うなど、バス路線の確保・改善に努めます。
- ・三陸鉄道（北リアス線・南リアス線）は、新たな国の支援制度により全線復旧する見通しとなっていますが、地域の公共交通として、また広域観光の一翼を担う鉄道として、関係機関と連携し一層の利用促進を図るとともに、市民と共に支援・協力を努めます。
- ・J R 山田線宮古・釜石間は、災害に強い鉄道としての復旧・整備促進について、関係機関と連携し、国や県に対して働きかけます。また、地区復興まちづくり計画を踏まえた連携強化策を検討し、持続可能な公共交通として確保・充実を図るとともに、地域の公共交通としての必要性をより一層高める取り組みを推進します。

8 評価	9 評価の理由
順調 (平均 2.7 点)	●高規格幹線道路等の整備促進【順調】（評価対象外事業のみ） ・国及び県により、三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路、国道 340 号、重茂半島線などの道路整備が進められています。 ●市内幹線道路・生活関連道路の復旧・整備【概ね順調】（平均 2.4 点） ・市道北部環状線の山口～佐原間（第 1 工区）は、平成 28 年 12 月に開通しました。近内までをつなぐ第 2 工区を含めた北部環状線の全線開通は、平成 31 年 3 月を予定し、事業を進めています。 ・災害時の集落の孤立解消や避難のため、また、まちづくり拠点整備に伴う安全性、利便性の高い道路として、市道路線の改良や新路線の整備が順調に進められています。 ●公共交通の復旧と再生【順調】（平均 3.0 点） ・三陸鉄道は、国・県及び沿線市町村による支援などにより、平成 26 年 4 月に全線で運転を再開しています。 ・JR 山田線（宮古-釜石間）は、平成 27 年 2 月に関係自治体、三陸鉄道及び JR 東日本が鉄道の復旧及び三陸鉄道への移管に基本合意し、現在、復旧工事が進められています。 ・市内路線バスは、平成 23 年 4 月には震災前の運行レベルにほぼ回復し、同年 6 月からは仮設住宅に対応した新規バス路線の運行を開始しています。

	以上のことから、取り組みの方向「災害に強い交通ネットワークの形成」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	---

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(3) 安全な地域づくり
3 取り組みの方向	③地域防災力の向上
4 評価者	危機管理監 芳賀 直樹 (防災のまち協働 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆避難場所、避難路、避難誘導標識等の防災施設を復旧・整備し、災害時における市民の安全を確保するとともに、さらなる防災意識の醸成と知識の向上、自主防災組織の育成・強化を図ります。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①津波により一部の避難場所が浸水したほか、避難路、避難誘導標識等の防災施設の多くが流失、倒壊の被害を受けており、これら施設の早急な復旧と新たな防災施設の整備が必要となっています。また、避難所や避難場所等について、高齢者、障がい者等の災害時要援護者、及び男女共同参画の視点に立った環境の整備が必要になっています。
- ②大津波警報発令にも関わらず避難しなかった人や、避難後に自宅などへ戻った人の多くが津波の犠牲になってしまいました。このため、さらなる防災意識の醸成と防災知識の普及・啓発を図る必要があります。
- ③災害から身を守るためには、自らの防災意識を高めることに加え、地域住民がともに助け合うことが重要であり、地域が力をあわせて災害から身を守るための自主防災組織の育成とその活動の強化を図る必要があります。
- ④震災により消防屯所や消防車両が被害を受けたことから、施設の復旧や車両等の配備を早急に進め消防力の回復を図る必要があります。
- ⑤今回の震災において、消防団による献身的な活動により多くの人命が救われたことから、消防団の充実強化に取り組み、さらなる地域防災力の向上を図る必要があります。

7 復興に向けた取り組み

- 防災施設（避難路、誘導標識等）の復旧・整備 【現状と課題 ①】
 - ・津波によって被害を受けた避難路、避難誘導標識等の防災施設の速やかな復旧を図るとともに、浸水した避難場所の代替地の選定・整備を行い、それに合わせた避難路・誘導標識等の整備を行います。
 - ・高齢者、障がい者等の災害時要援護者、及び男女共同参画の視点に立った避難所、避難場所等の環境の整備を図ります。
- 防災意識の醸成と知識の向上 【現状と課題 ②】
 - ・新たに制定された「津波防災の日（11 月 5 日）」や防災に関する記念日などに広報紙やホームページ等を通じて津波に対する意識啓発を行うほか、市が実施する総合防災訓練、津波避難訓練への市民参加を促進します。
 - ・自治会、町内会、自主防災組織と連携した研修会、学習会などを開催し、防災意識の醸成と知識の向上を図ります。
- 自主防災組織の育成・強化 【現状と課題 ③】
 - ・自主防災組織が未組織の地域自治組織等に対して組織化のための支援を行います。

・自主防災組織が行う避難訓練や避難場所・避難路の整備、防災活動用品の配備など防災活動を支援し、組織の強化を図ります。 ●消防力の回復 【現状と課題 ④・⑤】 ・安全、安心な地域づくりに向け、被災した消防団の消防屯所、消防ポンプ自動車等の早期の復旧を図ります。 ・消防団活動における安全性の確保を図るとともに、消防団の充実強化のため、団員の処遇改善や地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい活動環境の整備を図ります。
--

8 評 価	9 評価の理由
順調 (平均 2.9 点)	●防災施設（避難路・誘導標識等）の復旧・整備【順調】（平均 3.0 点） ・平成 25 年度に都市の防災構造化等を総合的に推進するための「都市防災総合推進事業計画」を策定しました。 ・都市防災総合推進事業計画に基づき、津波避難路の整備や津波避難ビルの指定、迅速な避難を行うための避難誘導施設の整備を進めています。 ・地域住民や観光客への注意喚起などのため、被災し浸水した地域において、津波浸水表示板を設置する事業を実施しています。 ●防災意識の醸成と知識の向上【順調】（平均 3.0 点） ・地域防災力向上促進事業（防災意識醸成事業）では、防災意識啓発のため、毎年、「津波防災の日（11 月 5 日）」にあわせ、講演会やシンポジウム等を開催しています。また、8 月末には総合防災訓練、3 月 11 日には津波避難訓練を実施しています。 ●自主防災組織の育成・強化【順調】（平均 3.0 点） ・地域防災力向上促進事業（自主防災組織育成強化支援事業）では、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織育成強化支援補助金による支援を実施しています。事業実施以降、自主防災組織は 8 団体増加し、現在 46 団体となっています。 ●消防力の回復【順調】（平均 2.8 点） ・津波により被災した消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプは、平成 23 年度にすべて復旧しました。 ・震災により被災した宮古消防署田老分署や消防屯所は、平成 27 年度から復旧工事に着手し、平成 29 年度までにすべて完成しました。 ・区画整理事業など新たな街区の形成に伴う地下式消火栓の整備は、平成 29 年度までにすべて完成する見込みです。 ・消防団安全管理研修会実施事業では、消防団員の安全管理と事故防止を目的とした研修会及び訓練を実施しました。 以上のことから、取り組みの方向「地域防災力の向上」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(3) 安全な地域づくり
3 取り組みの方向	④防災・危機管理体制の強化と再構築
4 評価者	危機管理監 芳賀 直樹 (防災のまち協働 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆市民を災害から守るための備えと発災時の災害対策、被災者の救護・救援を円滑に行うための施設の整備等を推進します。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①避難所・避難場所の浸水状況や地盤沈下による浸水区域の変化などを踏まえ、地域防災計画、ハザードマップ、災害時の行動マニュアル等を見直す必要があります。
- ②停電や浸水による市役所本庁舎機能の停滞や、通信機能の遮断による災害対策本部機能の重大な障害により初期の災害応急活動が滞ったほか、救援物資の備蓄倉庫のスペースの不足や老朽化の問題が生じています。
- ③長引く停電により防災行政無線が一時不通になったほか、テレビ・ラジオ放送を受信できない地域もあり、住民に不安と混乱が生じました。このため、無停電機能の強化を図るとともに、多様なメディアとの連携により防災行政無線を補完する情報伝達手段を確保する必要があります。
- ④避難所での応急救援物資の不足や配送の遅れにより、被災者救援に支障をきたしたことから、避難所開設・運営や救援物資提供などの被災者救護・救援体制を再構築する必要があります。
- ⑤ボランティア活動については、宮古市社会福祉協議会と連携した活動を推進していますが、今後も応急復旧、被災者支援を円滑に行うための、ボランティア団体との連携を強化する必要があります。

7 復興に向けた取り組み

- 地域防災計画・行動マニュアルの見直し 【現状と課題 ①】
 - ・浸水区域の変化を踏まえたハザードマップを作成するとともに、地域防災計画や応急復旧から復興に至るまでの災害時の指針となる行動マニュアル等の検証、見直しを行います。
- 防災拠点施設の整備 【現状と課題 ②】
 - ・災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための防災活動拠点施設の整備を図ります。
- 市民への情報伝達手段の再構築 【現状と課題 ③】
 - ・防災行政無線のデジタル化による双方向通信の活用と、J-ALERT（全国瞬時警報システム）との連携による情報伝達の充実強化を図るとともに、ICT（情報通信技術）の活用やコミュニティFM放送などの多様なメディアとの連携と、無停電機能の強化を推進し、市民への情報伝達手段の再構築を図ります。また、今回の震災において、ラジオが情報伝達に大きな役割を果たしたことから、難聴地域解消に向け事業者働きかけます。
- 被災者救護・救援体制の再構築 【現状と課題 ④】
 - ・避難所において被災者への物資の支給などを速やかに行うため、避難所に通信機器を整備するほか、物資の備蓄を行い、施設管理者、自主防災組織との情報共有を図ります。
- 災害ボランティア団体等との連携強化 【現状と課題 ⑤】

・日本赤十字社、宮古市社会福祉協議会等と協力し、防災ボランティア団体の把握やその連携強化、活動への支援を行います。 ・大型量販店、民間輸送業者、建設関連業者など民間事業者との災害時応援協力体制を強化します。 ・災害発生時における各種応急復旧活動について、人的・物的支援に関する他自治体との協力体制を強化します。

8 評価	9 評価の理由
順調 (平均 2.9 点)	●地域防災計画・行動マニュアルの見直し【順調】(平均 2.5 点) ・地域防災計画等策定事業では、東日本大震災の経験や教訓を地域防災計画等に反映させ、防災体制等の充実強化を図るため、平成 24 年度に地域防災計画の全面見直し、平成 26 年度から平成 27 年度に地域防災計画に基づく津波避難計画、避難所開設運営マニュアル(概要版、各地区版)、自主防災組織活動マニュアル、災害対策本部行動マニュアル、減災対策計画(BCP)及び復興計画策定マニュアルを策定し、予定していた計画策定等は全て完了しました。 ・東日本大震災での津波浸水実績等に基づく防災ハザードマップは、平成 29 年度に作成し、全世帯への配布を予定しています。 ●防災拠点施設の整備【順調】(平均 3.0 点) ・中心市街地地区に地域防災拠点施設(市民交流センター(仮称)、本庁舎、保健センター)を整備しています。また、災害発生時を想定した市民の安全・安心を守り一時避難所としての機能を具備させるため、宮古駅南北を結ぶ避難通路を併せて整備しています。平成 30 年 7 月の完成を目指しています。 ●市民への情報伝達手段の再構築【順調】(平均 3.0 点) ・防災行政無線施設整備事業では、高台造成団地などのまちづくり事業の進捗に合わせ、防災行政無線施設の整備を実施しています。 ・非常時通信機能強化事業では、非常時の通信機能の強化のため、平成 23 年度に衛星携帯電話 8 台を各庁舎に配備しました。また、平成 25 年度には、防災行政無線施設月山中継局発電機の補強工事を実施しました。 ・防災メディア連携事業(防災ラジオ導入事業)では、平成 27 年度に緊急告知防災ラジオ(緊急情報で自動的に電源が入るラジオ)1,157 台を公共施設、社会福祉施設、児童施設、医療関係施設、学校教育施設、消防団幹部、民生児童委員、自主防災組織、防災士等に配備しました。 ●被災者救護・救援体制の再構築【順調】(平均 3.0 点) ・防災資機材整備事業では、地域防災計画の備蓄計画に基づく備蓄品について、平成 24 年度に小中学校等の避難所 30 箇所に分散して配備を完了しました。 ・被災者救護救援体制再構築事業では、平成 24 年度に移動系防災行政無線 50 台を市内の主要避難所に配備しました。 ●災害ボランティア団体等との連携強化【順調】(平均 3.0 点) ・災害ボランティア団体強化育成事業では、ボランティアの受け入れ窓口を担う社会福祉協議会と連携し、活動支援を実施しました。 ・災害時対応連携促進事業では、民間事業者や他自治体等との災害時の協力協定の締結をしています。 以上のことから、取り組みの方向「防災・危機管理体制の強化と再構築」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。

取り組みの方向別評価表

1 評価年度	平成 23 年度から平成 28 年度まで
2 復興の柱	(3) 安全な地域づくり
3 取り組みの方向	⑤災害記憶の後世への継承
4 評価者	企画部長 山崎 政典 (災害の記憶伝承 PJ 総括者)

5 復興に向けたねらい

- ◆多くの市民の生命と財産を奪った震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、震災の記憶を風化させないための取り組みを推進します。

6 復興計画策定時における現状と課題

- ①大津波はこれまでに、数十年あるいは数百年という周期で襲ってきています。津波被害から市民を守るため、その恐ろしさを次の世代に伝えていく必要があります。
- ②東日本大震災の被災の記憶を風化させることなく、様々な体験や教訓を後世に伝え、災害に強いまちづくりや市民の防災意識の啓発など、今後の復興に役立てる必要があります。
- ③震災の資料などを収集・分析し、整理・保存するとともに、市民及び関係機関などへ公開し活用を図る必要があります。

7 復興に向けた取り組み

●防災教育の充実 【現状と課題 ①・②・③】

- ・全ての世代において津波防災をはじめとする防災の正しい知識を習得できるよう、小・中学校、高校、職場、地域、自主防災組織等と連携し、防災教育の充実を図ります。
- ・歴史的に繰り返されてきた津波災害における最大の教訓である「地震が起きたらすぐ避難」を防災教育によって徹底することにより、「災害文化」の風化の防止を図ります。
- ・大きな揺れを感じたら情報がなくとも自らの判断で避難できるよう一人ひとりの防災意識を啓発し、それらの結集による地域の防災力を高め、自助・共助・公助のバランスの取れた減災社会の実現を図ります。

●震災資料の整理と震災記録の作成 【現状と課題 ①・②・③】

- ・多くの市民の生命と財産を奪った震災の記憶を後世に伝承し、被災体験や教訓を生かすために、災害映像や写真データ、災害記録関係資料などを収集し保存するとともに、市民はもとより国内外に発信します。

●震災メモリアルパークの整備 【現状と課題 ①・②・③】

- ・震災発生及び復興に関する記憶や市民の体験などを後世に伝えるため、津波記念公園など震災メモリアルパークを整備します。

8 評価	9 評価の理由
順調 (平均 3.0 点)	●防災教育の充実【順調】 (平均 3.0 点) ・地域防災力向上促進事業 (防災教育推進事業) では、地域による防災教育推進の核となる地域防災リーダーを要請するため、平成 24 年度から平成 27 年度に防災士養成講座を実施し、331 人が防災士に合格しました。平成 26 年度

	及び平成 27 年度は、防災士スキルアップ講習を同時開催しました。 ●震災資料の整理と震災記録の作成【順調】（平均 3.0 点） ・東日本大震災記憶伝承事業では、震災の記憶と記録を風化させることなく後世へ伝えるための震災記録誌は、第 1 巻を平成 25 年度に発行し、震災記録映像編を平成 27 年度に発行しました。また、平成 28 年度内に第 2 巻を発行し、平成 29 年度に関係機関に送付する予定です。 ●震災メモリアルパークの整備【順調】（平均 3.0 点） ・震災の脅威・教訓を後世に伝えるため、被災した「たろう観光ホテル」を津波遺構施設として保存することとし、平成 27 年度に保存整備工事を完了しました。平成 28 年 4 月 1 日から一般公開を開始しています。 ・津波遺構「たろう観光ホテル」を利用した宮古観光文化交流協会によるガイド事業「学ぶ防災」により、震災の脅威と教訓を後世に伝えています。平成 28 年 5 月には、累計受講者が 10 万人に達しています。 ・(仮称)震災復興祈念施設整備事業では、今後、「震災を忘れないこと」や「宮古市が復興したこと」を象徴するもの、また、それぞれが持つ震災への思いを寄せることができるモニュメント等の整備を行うことを予定しています。 以上のことから、取り組みの方向「災害記憶の後世への継承」においては、復興計画策定時における現状と課題それぞれに対応した取り組みが進められており、復興に向けたねらいを達成するための進捗状況は順調であると考えます。
--	---

6 各復興事業の成果と評価